

銚子市地域防災計画

(令和6年度修正)

新旧対照表

■第1編 総則

ページ	修正理由	修正案	現行
総則-1	内容修正	第1節 計画の目的及び構成等 第1 計画の目的 本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、<u>本市における災害対応のための基本的かつ総合的計画として銚子市防災会議が作成する計画である。</u> <u>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。本市でも、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところである。</u> <u>また、令和元年9月の令和元年房総半島台風（台風15号）は、千葉県内において記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。さらに、令和元年10月の令和元年東日本台風（台風19号）と同年10月25日の大雨では、竜巻と推定される突風、河川の越水、土砂崩れなどにより大きな被害が発生した。</u> <u>このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、本市と、千葉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに市民が総力を結集し、平時からの災害に対する備えと、災害時に処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としている。</u>	第1節 計画の目的及び構成等 第2 計画の構成 本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、<u>銚子市防災会議が作成する計画であって、市域の暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等の災害に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものである。</u> <u>本市の地域に関わる災害の予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としている。</u>
総則-1	本市が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたため	第1節 計画の目的及び構成等 第2 計画の構成 1 計画の構成 (2) 第2編 地震・津波編 地震による揺れ、液状化、火災及び津波への対策を定める。 （地震・津波編附編 南海トラフ地震防災対策推進計画） <u>（地震・津波編附編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画）</u>	第1節 計画の目的及び構成等 第2 計画の構成 1 計画の構成 (2) 第2編 地震・津波編 地震による揺れ、液状化、火災及び津波への対策を定める。 （地震・津波編附編 南海トラフ地震防災対策推進計画） <u>（新設）</u>

ページ	修正理由	修正案	現行
総則-2	県防災計画整合	第3 基本理念及び基本的視点 2 基本的視点 (2) 地域防災力の向上の視点 (略) なお、これらの取組みの推進に当たっては、 <u>(削除)</u> 感染症への対策を講じていく。	第3 基本理念及び基本的視点 2 基本的視点 (2) 地域防災力の向上の視点 (略) なお、これらの取組みの推進に当たっては、 <u>新型コロナウイルス感染症など</u> 感染症への対策を講じていく。
総則-2	県防災計画整合	(3) 要配慮者及び男女共同参画の視点 本市でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況があり、今後さらなる対策の充実が求められているところである。このため、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に立った対策を講じるものとする。 また、東日本大震災や令和6年1月の能登半島地震において、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめ、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところであり、 <u>防災分野における女性の参画拡大等の一層の推進が求められる。さらに、性的マイノリティの方への配慮など、多様な視点に立つことも必要とされる。</u> 被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画 <u>その他の多様な</u> 視点を取り入れた防災体制の確立を図る。	(3) 要配慮者及び男女共同参画の視点 本市でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況があり、今後さらなる対策の充実が求められているところである。このため、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に立った対策を講じるものとする。 また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめ、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。 <u>被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の</u> 視点を取り入れた防災体制の確立を図る。
総則-4	県防災計画整合	第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 <u>本市の地域に係る災害対策を実施するに当たり、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。</u>	第2節 市及び防災関係機関等の基本的役割 <u>市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、事業者、住民、自主防災組織等は、主に次の事務又は業務を処理するものとする。</u>

ページ	修正理由	修正案	現行
総則-6	県防災計画整合	第3 指定地方行政機関 9 <u>国土交通省</u> 成田空港事務所	第3 指定地方行政機関 9 成田空港事務所
総則-8	県防災計画整合	第5 指定公共機関 12 楽天モバイル株式会社 <u>(1) 電気通信施設の整備に関すること。</u> <u>(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること。</u> <u>(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</u> 13 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	第5 指定公共機関 <u>(新設)</u> 12 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
総則-9	県防災計画整合	第6 指定地方公共機関 1 銚子瓦斯株式会社、 <u>公益</u> 社団法人千葉県ＬＰガス協会（銚子支部）	第6 指定地方公共機関 1 銚子瓦斯株式会社、 <u>一般</u> 社団法人千葉県ＬＰガス協会（銚子支部）
総則-10	誤記修正	第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 4 銚子商工会議所 (略) (4) 災害時における物価安定への協力 <u>(削除)</u> に関すること。	第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 4 銚子商工会議所 (略) (4) 災害時における物価安定への協力 <u>千葉県米穀小売商業組合</u> に関すること。
総則-10	県防災計画整合	8 社会福祉法人銚子市社会福祉協議会 (略) (2) <u>災害ボランティアの活動支援に関すること。</u>	8 社会福祉法人銚子市社会福祉協議会 (略) (2) <u>災害ボランティアに関すること。</u>
総則-12	時点修正	第3節 本市の概況 第1 地勢 1 位置及び面積 銚子市は東京から <u>約100km、東経140度41分から140度52分、北緯35度41分から35度48分</u> 、関東平野の最東端に位置し、面積は <u>84.12</u> 平方キロメートル。	第3節 本市の概況 第1 地勢 1 位置及び面積 銚子市は東京から <u>100km、東経140度50分、北緯35度44分</u> 、関東平野の最東端に位置し、面積は <u>84.19</u> 平方キロメートル。
総則-12	表現修正	3 気象 (略) <u>銚子地方気象台における平成3年(1991年)～令和2年(2020年)の平年値について</u> 、気温は15.8℃、降水量は年合計1712.4mm、風速5.7m/sとなっている。	3 気象 (略) <u>平成3年～令和2年の気象統計から</u> 、年平均気温は15.8℃、降水量は年合計1712.4mm、風速5.7m/sとなっている。

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																								
総則-13	時点修正	第2 社会環境 4 土地利用 本市の総面積は<u>84.12</u>km²（令和<u>6</u>年<u>1</u>月1日現在）で、地目別土地利用の主なもの、畑24.2%、宅地<u>15.9</u>%、山林<u>13.2</u>%となっており、平成14年当時と比較すると、<u>山林（16.4%から13.2%）が減り、畑（22.2%から24.3%）が増えている。</u> 表 地目別土地面積 <table><tr><td></td><td>総数</td><td>田</td><td>畑</td><td>宅地</td><td>池沼</td><td>山林</td><td>原野</td></tr><tr><td>面 積</td><td><u>84,117</u></td><td><u>8,931</u></td><td><u>20,427</u></td><td><u>13,367</u></td><td>58</td><td><u>11,094</u></td><td><u>564</u></td></tr><tr><td>構成比</td><td>100.0%</td><td><u>10.6</u>%</td><td><u>24.3</u>%</td><td><u>15.9</u>%</td><td>0.1%</td><td><u>13.2</u>%</td><td><u>0.6</u>%</td></tr></table> <table><tr><td>雑種地</td><td>その他</td></tr><tr><td><u>3,695</u></td><td><u>25,981</u></td></tr><tr><td><u>4.4</u>%</td><td><u>30.9</u>%</td></tr></table> （令和<u>6</u>年1月1日現在）		総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	面 積	<u>84,117</u>	<u>8,931</u>	<u>20,427</u>	<u>13,367</u>	58	<u>11,094</u>	<u>564</u>	構成比	100.0%	<u>10.6</u> %	<u>24.3</u> %	<u>15.9</u> %	0.1%	<u>13.2</u> %	<u>0.6</u> %	雑種地	その他	<u>3,695</u>	<u>25,981</u>	<u>4.4</u> %	<u>30.9</u> %	第2 社会環境 4 土地利用 本市の総面積は<u>84.20</u>k m²（令和<u>3</u>年<u>10</u>月1日現在）で、地目別土地利用の主なもの、畑24.2%、宅地 <u>15.7</u>%、山林 <u>13.3</u>%となっており、平成 <u>12</u> 年当時と比較すると、<u>山林（16.6%から 13.3%）が減り、宅地化（14.9%から 15.7%）が進んでいる。</u> 表 地目別土地面積 <table><tr><td></td><td>総数</td><td>田</td><td>畑</td><td>宅地</td><td>池沼</td><td>山林</td><td>原野</td></tr><tr><td>面 積</td><td><u>84,201</u></td><td><u>8,994</u></td><td><u>20,417</u></td><td><u>13,248</u></td><td>58</td><td><u>11,235</u></td><td><u>563</u></td></tr><tr><td>構成比</td><td>100.0%</td><td><u>10.7</u>%</td><td><u>24.2</u>%</td><td><u>15.7</u>%</td><td>0.1%</td><td><u>13.3</u>%</td><td><u>0.7</u>%</td></tr></table> <table><tr><td>雑種地</td><td>その他</td></tr><tr><td><u>3,605</u></td><td><u>26,081</u></td></tr><tr><td><u>4.3</u>%</td><td><u>31.0</u>%</td></tr></table> （令和<u>3</u>年1月1日現在）		総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	面 積	<u>84,201</u>	<u>8,994</u>	<u>20,417</u>	<u>13,248</u>	58	<u>11,235</u>	<u>563</u>	構成比	100.0%	<u>10.7</u> %	<u>24.2</u> %	<u>15.7</u> %	0.1%	<u>13.3</u> %	<u>0.7</u> %	雑種地	その他	<u>3,605</u>	<u>26,081</u>	<u>4.3</u> %	<u>31.0</u> %																												
	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野																																																																																				
面 積	<u>84,117</u>	<u>8,931</u>	<u>20,427</u>	<u>13,367</u>	58	<u>11,094</u>	<u>564</u>																																																																																				
構成比	100.0%	<u>10.6</u> %	<u>24.3</u> %	<u>15.9</u> %	0.1%	<u>13.2</u> %	<u>0.6</u> %																																																																																				
雑種地	その他																																																																																										
<u>3,695</u>	<u>25,981</u>																																																																																										
<u>4.4</u> %	<u>30.9</u> %																																																																																										
	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野																																																																																				
面 積	<u>84,201</u>	<u>8,994</u>	<u>20,417</u>	<u>13,248</u>	58	<u>11,235</u>	<u>563</u>																																																																																				
構成比	100.0%	<u>10.7</u> %	<u>24.2</u> %	<u>15.7</u> %	0.1%	<u>13.3</u> %	<u>0.7</u> %																																																																																				
雑種地	その他																																																																																										
<u>3,605</u>	<u>26,081</u>																																																																																										
<u>4.3</u> %	<u>31.0</u> %																																																																																										
総則-14	時点修正及び誤記修正	8 昼・夜間人口 <u>令和2年</u>における本市の夜間人口（定住人口）は <u>58,431</u> 人、昼間人口（従業地・通学地人口）は <u>57,920</u> 人で、昼間人口率は<u>99.1</u>%となっている。また、流入人口は約 <u>7,600</u> 人、流出人口は約 <u>8,100</u> 人である。 平成<u>2</u>年から昼間人口率が100%を下回る傾向を見せており、通勤・通学範囲が市域を越えて少しずつ拡大していることがうかがえる。 表 昼・夜間人口の状況 <table><tr><td>年</td><td>夜間人口 (A)</td><td>昼間人口 (B)</td><td>昼間人口 率 (B/A)</td><td>年</td><td>夜間人口 (A)</td><td>昼間人口 (B)</td><td>昼間人口 率 (B/A)</td></tr><tr><td>昭和55年</td><td>89,412</td><td><u>90,618</u></td><td><u>101.3</u>%</td><td>平成17年</td><td>75,020</td><td><u>73,689</u></td><td>98.2%</td></tr><tr><td>昭和60年</td><td>87,883</td><td><u>88,567</u></td><td>100.8%</td><td>平成22年</td><td>70,210</td><td><u>68,976</u></td><td>98.2%</td></tr><tr><td>平成2年</td><td>85,136</td><td><u>85,134</u></td><td><u>99.9</u>%</td><td>平成27年</td><td>64,415</td><td>63,563</td><td>98.7%</td></tr><tr><td>平成7年</td><td>82,180</td><td><u>81,228</u></td><td>98.8%</td><td><u>令和2年</u></td><td><u>58,431</u></td><td><u>57,920</u></td><td><u>99.1</u>%</td></tr><tr><td>平成12年</td><td>78,693</td><td><u>78,020</u></td><td><u>99.1</u>%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	年	夜間人口 (A)	昼間人口 (B)	昼間人口 率 (B/A)	年	夜間人口 (A)	昼間人口 (B)	昼間人口 率 (B/A)	昭和55年	89,412	<u>90,618</u>	<u>101.3</u> %	平成17年	75,020	<u>73,689</u>	98.2%	昭和60年	87,883	<u>88,567</u>	100.8%	平成22年	70,210	<u>68,976</u>	98.2%	平成2年	85,136	<u>85,134</u>	<u>99.9</u> %	平成27年	64,415	63,563	98.7%	平成7年	82,180	<u>81,228</u>	98.8%	<u>令和2年</u>	<u>58,431</u>	<u>57,920</u>	<u>99.1</u> %	平成12年	78,693	<u>78,020</u>	<u>99.1</u> %					8 昼・夜間人口 <u>平成27年度</u>における本市の夜間人口（定住人口）は <u>64,415</u> 人、昼間人口（従業地・通学地人口）は <u>63,563</u> 人で、昼間人口率は<u>98.7</u>%となっている。また、流入人口は約 <u>8,000</u> 人、流出人口は約 <u>9,000</u> 人である。 平成<u>7</u>年から昼間人口率が100%を下回る傾向を見せており、通勤・通学範囲が市域を越えて少しずつ拡大していることがうかがえる。 表 昼・夜間人口の状況 <table><tr><td>年</td><td>夜間人口 (A)</td><td>昼間人口 (B)</td><td>昼間人口 率 (B/A)</td><td>年</td><td>夜間人口 (A)</td><td>昼間人口 (B)</td><td>昼間人口 率 (B/A)</td></tr><tr><td>昭和55年</td><td>89,412</td><td><u>90,282</u></td><td><u>101.4</u>%</td><td>平成12年</td><td>78,693</td><td><u>81,228</u></td><td><u>98.8</u>%</td></tr><tr><td>昭和60年</td><td>87,883</td><td><u>90,618</u></td><td>100.8%</td><td>平成17年</td><td>75,020</td><td><u>78,020</u></td><td>98.2%</td></tr><tr><td>平成2年</td><td>85,136</td><td><u>88,567</u></td><td><u>100.0</u>%</td><td>平成22年</td><td>70,210</td><td><u>73,689</u></td><td>98.2%</td></tr><tr><td>平成7年</td><td>82,180</td><td><u>85,134</u></td><td>98.8%</td><td>平成27年</td><td>64,415</td><td>63,563</td><td>98.7%</td></tr></table>	年	夜間人口 (A)	昼間人口 (B)	昼間人口 率 (B/A)	年	夜間人口 (A)	昼間人口 (B)	昼間人口 率 (B/A)	昭和55年	89,412	<u>90,282</u>	<u>101.4</u> %	平成12年	78,693	<u>81,228</u>	<u>98.8</u> %	昭和60年	87,883	<u>90,618</u>	100.8%	平成17年	75,020	<u>78,020</u>	98.2%	平成2年	85,136	<u>88,567</u>	<u>100.0</u> %	平成22年	70,210	<u>73,689</u>	98.2%	平成7年	82,180	<u>85,134</u>	98.8%	平成27年	64,415	63,563	98.7%
年	夜間人口 (A)	昼間人口 (B)	昼間人口 率 (B/A)	年	夜間人口 (A)	昼間人口 (B)	昼間人口 率 (B/A)																																																																																				
昭和55年	89,412	<u>90,618</u>	<u>101.3</u> %	平成17年	75,020	<u>73,689</u>	98.2%																																																																																				
昭和60年	87,883	<u>88,567</u>	100.8%	平成22年	70,210	<u>68,976</u>	98.2%																																																																																				
平成2年	85,136	<u>85,134</u>	<u>99.9</u> %	平成27年	64,415	63,563	98.7%																																																																																				
平成7年	82,180	<u>81,228</u>	98.8%	<u>令和2年</u>	<u>58,431</u>	<u>57,920</u>	<u>99.1</u> %																																																																																				
平成12年	78,693	<u>78,020</u>	<u>99.1</u> %																																																																																								
年	夜間人口 (A)	昼間人口 (B)	昼間人口 率 (B/A)	年	夜間人口 (A)	昼間人口 (B)	昼間人口 率 (B/A)																																																																																				
昭和55年	89,412	<u>90,282</u>	<u>101.4</u> %	平成12年	78,693	<u>81,228</u>	<u>98.8</u> %																																																																																				
昭和60年	87,883	<u>90,618</u>	100.8%	平成17年	75,020	<u>78,020</u>	98.2%																																																																																				
平成2年	85,136	<u>88,567</u>	<u>100.0</u> %	平成22年	70,210	<u>73,689</u>	98.2%																																																																																				
平成7年	82,180	<u>85,134</u>	98.8%	平成27年	64,415	63,563	98.7%																																																																																				

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																
総則-15	誤記修正	第3 銚子市の災害履歴 1 地震の災害履歴 市域での地震被害で死者が出たものは少なく、最近では、記録が明確に残っているものでは昭和35年（1960年）のチリ地震による津波で死者1人が出ている。人的被害、建物被害が最大となったのは <u>平成23年（2011年）3月11日東北地方太平洋沖地震。重傷者2人、軽傷者17人、全壊（流出含む）29棟、大規模半壊24棟、半壊（床上浸水含む）121棟、一部損壊（床下浸水含む）1,943棟。</u>	第3 銚子市の災害履歴 1 地震の災害履歴 市域での地震被害で死者が出たものは少なく、最近では、記録が明確に残っているものでは昭和35年（1960年）のチリ地震による津波で死者1人が出ている。人的被害、建物被害が最大となったのは <u>平成23年（2011年3月11日）東北地方太平洋沖地震。全壊28棟、半壊103棟、一部損壊1,938棟。</u>																																																																																
総則-15～19	時点修正及び誤記修正	(略) 表 銚子市に影響のあった地震 <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦年</th><th>元号</th><th>日付</th><th>被害要因</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1605</u></td><td>慶弔9</td><td>2月3日</td><td>地震・津波</td></tr> <tr> <td>1962</td><td>昭和37</td><td>11月14日</td><td>地震(震源域：千葉県<u>東方沖</u>)</td></tr> <tr> <td>1973</td><td>昭和48</td><td>9月30日</td><td>地震(震源域：<u>千葉県北東部</u>) 記事 M=5.9、深さ<u>51km</u>、銚子の震度4、犬吠埼灯台故障</td></tr> <tr> <td>1974</td><td>昭和49</td><td>3月3日</td><td>地震(震源域：<u>千葉県東方沖</u>) 記事 M=<u>6.0</u>、深さ<u>50km</u>、銚子の震度4、市内小被害</td></tr> <tr> <td>1974</td><td>昭和49</td><td>11月16日</td><td>地震(震源域：<u>千葉県東方沖</u>) 記事 M=6.1、<u>深さ32km</u>、銚子の震度4、市内小被害</td></tr> <tr> <td>1987</td><td>昭和62</td><td>12月17日</td><td>地震(震源域：千葉県東方沖) 記事 M=6.7、<u>深さ58km</u>、銚子の震度5、県下にて死者2人</td></tr> <tr> <td>1989</td><td>平成1</td><td>3月6日</td><td>地震(震源域：<u>千葉県東方沖</u>)</td></tr> <tr> <td>1990</td><td>平成2</td><td>8月5日</td><td>地震(震源域：茨城県沖) 記事 M=5.8、<u>深さ39km</u>、銚子の震度4</td></tr> <tr> <td>1991</td><td>平成3</td><td>8月6日</td><td>地震(震源域：<u>千葉県東方沖</u>) 記事 M=5.9、<u>深さ43km</u>、銚子の震度4</td></tr> </tbody> </table>	西暦年	元号	日付	被害要因	<u>1605</u>	慶弔9	2月3日	地震・津波	1962	昭和37	11月14日	地震(震源域：千葉県 <u>東方沖</u>)	1973	昭和48	9月30日	地震(震源域： <u>千葉県北東部</u>) 記事 M=5.9、深さ <u>51km</u> 、銚子の震度4、犬吠埼灯台故障	1974	昭和49	3月3日	地震(震源域： <u>千葉県東方沖</u>) 記事 M= <u>6.0</u> 、深さ <u>50km</u> 、銚子の震度4、市内小被害	1974	昭和49	11月16日	地震(震源域： <u>千葉県東方沖</u>) 記事 M=6.1、 <u>深さ32km</u> 、銚子の震度4、市内小被害	1987	昭和62	12月17日	地震(震源域：千葉県東方沖) 記事 M=6.7、 <u>深さ58km</u> 、銚子の震度5、県下にて死者2人	1989	平成1	3月6日	地震(震源域： <u>千葉県東方沖</u>)	1990	平成2	8月5日	地震(震源域：茨城県沖) 記事 M=5.8、 <u>深さ39km</u> 、銚子の震度4	1991	平成3	8月6日	地震(震源域： <u>千葉県東方沖</u>) 記事 M=5.9、 <u>深さ43km</u> 、銚子の震度4	(略) 表 銚子市に影響のあった地震 <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦年</th><th>元号</th><th>日付</th><th>被害要因</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1604</u></td><td>慶弔9</td><td>2月3日</td><td>地震・津波</td></tr> <tr> <td>1962</td><td>昭和37</td><td>11月14日</td><td>地震(震源域：千葉県<u>沖</u>)</td></tr> <tr> <td>1973</td><td>昭和48</td><td>9月30日</td><td>地震(震源域：<u>銚子付近</u>) 記事 M=5.9、深さ<u>50km</u>、銚子の震度4、犬吠埼灯台故障</td></tr> <tr> <td>1974</td><td>昭和49</td><td>3月3日</td><td>地震(震源域：<u>銚子沖</u>) 記事 M=<u>6.1</u>、深さ<u>60km</u>、銚子の震度4、市内小被害</td></tr> <tr> <td>1974</td><td>昭和49</td><td>11月16日</td><td>地震(震源域：<u>銚子沖</u>) 記事 M=6.1、銚子の震度4、市内小被害</td></tr> <tr> <td>1987</td><td>昭和62</td><td>12月17日</td><td>地震(震源域：千葉県東方沖) 記事 M=6.7、銚子の震度5、県下にて死者2人</td></tr> <tr> <td>1989</td><td>平成1</td><td>3月6日</td><td>地震(震源域：<u>銚子付近</u>)</td></tr> <tr> <td>1990</td><td>平成2</td><td>8月5日</td><td>地震(震源域：茨城県沖) 記事 M=5.8、銚子の震度4</td></tr> <tr> <td>1991</td><td>平成3</td><td>8月6日</td><td>地震(震源域：<u>銚子付近</u>) 記事 M=5.9、銚子の震度4</td></tr> </tbody> </table>	西暦年	元号	日付	被害要因	<u>1604</u>	慶弔9	2月3日	地震・津波	1962	昭和37	11月14日	地震(震源域：千葉県 <u>沖</u>)	1973	昭和48	9月30日	地震(震源域： <u>銚子付近</u>) 記事 M=5.9、深さ <u>50km</u> 、銚子の震度4、犬吠埼灯台故障	1974	昭和49	3月3日	地震(震源域： <u>銚子沖</u>) 記事 M= <u>6.1</u> 、深さ <u>60km</u> 、銚子の震度4、市内小被害	1974	昭和49	11月16日	地震(震源域： <u>銚子沖</u>) 記事 M=6.1、銚子の震度4、市内小被害	1987	昭和62	12月17日	地震(震源域：千葉県東方沖) 記事 M=6.7、銚子の震度5、県下にて死者2人	1989	平成1	3月6日	地震(震源域： <u>銚子付近</u>)	1990	平成2	8月5日	地震(震源域：茨城県沖) 記事 M=5.8、銚子の震度4	1991	平成3	8月6日	地震(震源域： <u>銚子付近</u>) 記事 M=5.9、銚子の震度4
西暦年	元号	日付	被害要因																																																																																
<u>1605</u>	慶弔9	2月3日	地震・津波																																																																																
1962	昭和37	11月14日	地震(震源域：千葉県 <u>東方沖</u>)																																																																																
1973	昭和48	9月30日	地震(震源域： <u>千葉県北東部</u>) 記事 M=5.9、深さ <u>51km</u> 、銚子の震度4、犬吠埼灯台故障																																																																																
1974	昭和49	3月3日	地震(震源域： <u>千葉県東方沖</u>) 記事 M= <u>6.0</u> 、深さ <u>50km</u> 、銚子の震度4、市内小被害																																																																																
1974	昭和49	11月16日	地震(震源域： <u>千葉県東方沖</u>) 記事 M=6.1、 <u>深さ32km</u> 、銚子の震度4、市内小被害																																																																																
1987	昭和62	12月17日	地震(震源域：千葉県東方沖) 記事 M=6.7、 <u>深さ58km</u> 、銚子の震度5、県下にて死者2人																																																																																
1989	平成1	3月6日	地震(震源域： <u>千葉県東方沖</u>)																																																																																
1990	平成2	8月5日	地震(震源域：茨城県沖) 記事 M=5.8、 <u>深さ39km</u> 、銚子の震度4																																																																																
1991	平成3	8月6日	地震(震源域： <u>千葉県東方沖</u>) 記事 M=5.9、 <u>深さ43km</u> 、銚子の震度4																																																																																
西暦年	元号	日付	被害要因																																																																																
<u>1604</u>	慶弔9	2月3日	地震・津波																																																																																
1962	昭和37	11月14日	地震(震源域：千葉県 <u>沖</u>)																																																																																
1973	昭和48	9月30日	地震(震源域： <u>銚子付近</u>) 記事 M=5.9、深さ <u>50km</u> 、銚子の震度4、犬吠埼灯台故障																																																																																
1974	昭和49	3月3日	地震(震源域： <u>銚子沖</u>) 記事 M= <u>6.1</u> 、深さ <u>60km</u> 、銚子の震度4、市内小被害																																																																																
1974	昭和49	11月16日	地震(震源域： <u>銚子沖</u>) 記事 M=6.1、銚子の震度4、市内小被害																																																																																
1987	昭和62	12月17日	地震(震源域：千葉県東方沖) 記事 M=6.7、銚子の震度5、県下にて死者2人																																																																																
1989	平成1	3月6日	地震(震源域： <u>銚子付近</u>)																																																																																
1990	平成2	8月5日	地震(震源域：茨城県沖) 記事 M=5.8、銚子の震度4																																																																																
1991	平成3	8月6日	地震(震源域： <u>銚子付近</u>) 記事 M=5.9、銚子の震度4																																																																																

ページ	修正理由	修正案				現行			
		2011	平成 23	3 月 11 日	地震・津波 平成 23 年(2011 年)東北地方 太平洋沖地震 (東日本大震災)	2011	平成 23	3 月 11 日	地震・津波 平成 23 年(2011 年)東北地方 太平洋沖地震 (東日本大震災)
				記事	14 時 46 分ころ、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震が発生し、銚子市でも震度 5 強の揺れと最大 2.5m の津波が襲った。 <u>重傷者 2 人、軽傷者 17 人、全壊(流出含む) 29 棟、大規模半壊 24 棟、半壊(床上浸水含む) 121 棟、一部損壊(床下浸水含む) 1,943 棟。</u>			記事	14 時 46 分ころ、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震が発生し、銚子市でも震度 5 強の揺れと最大 2.5m の津波が襲った。 <u>18 人負傷、全壊 18 棟、半壊 29 棟、床上浸水 19 棟。(広報ちょうし 2011 年 4 月)</u>
		2012	平成 24	3 月 14 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	2012	平成 24	3 月 14 日	地震(震源域：千葉県東方沖)
				記事	M=6.1、深さ 15km、銚子の震度 5 強			記事	M=6.1、深さ 15km、銚子の震度 5
		<u>2022</u>	<u>令和 4</u>	<u>1 月 16 日</u>	<u>津波(トンガ諸島付近のフンガ・トンガーフンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う潮位変化)</u>	<u>(行追加)</u>			
				記事	<u>16 日 0 時 15 分に津波注意報発表。14 時 00 分に津波注意報解除。</u>			記事	
		<u>2023</u>	<u>令和 5</u>	<u>5 月 26 日</u>	<u>地震(震源域：千葉県東方沖)</u>	<u>(行追加)</u>			
				記事	<u>M=6.2 深さ 50km、銚子の震度 5 弱</u>			記事	
		<u>2023</u>	<u>令和 5</u>	<u>10 月 9 日</u>	<u>津波(震源域：鳥島近海)</u>	<u>(行追加)</u>			
				記事	<u>9 日 5 時 25 分頃鳥島近海で地震(震度不明)が発生し、7 時 51 分に津波注意報発令(千葉県九十九里・外房等 予想される津波の高さ 1m)</u>			記事	
総則-19	表現修正	4 津波被害 1703 年元禄地震(元禄 16 年 11 月 23 日)、1923 年大正関東地震(大正 12 年 9 月 1 日)、2011 年東北地方太平洋沖地震(平成 23 年 3 月 11 日)等、海洋型の大規模な地震発災により、津波災害が発生している。元禄地震、大正関東地震は震源域が近いために、地震発生後短時間に来襲したと考えられる。東北地方太平洋沖地震では波高 2.5m の津波が来襲した。				4 津波被害 1703 年元禄地震(元禄 16 年 11 月 23 日)、1923 年大正関東地震(大正 12 年 9 月 1 日)、2011 年東北地方太平洋沖地震(平成 23 年 3 月 11 日)等、海洋型の大規模な地震発災により、津波災害が発生している。元禄地震、大正関東地震は震源域が近いために、地震発生後短時間に来襲したと考えられる。東北地方太平洋沖地震では波高 2.5m の津波が来襲。 <u>床上浸水 10 棟である。</u>			

ページ	修正理由	修正案	現行																																				
総則-20	時点修正	5 風水害 (略) 表 銚子市に影響のあった主な風水害等（1967 年以降） <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦年</th><th>元号</th><th>日付</th><th>被害要因</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2021</td><td rowspan="2">令和3</td><td>10月1日</td><td>台風</td></tr> <tr> <td>記事</td><td>台風16号。強い勢力を維持しながら千葉県に接岸。銚子で最大瞬間風速41.8m/sを観測。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">2023</td><td rowspan="2">令和5</td><td>9月8日</td><td>台風</td></tr> <tr> <td>記事</td><td>台風13号。東海道沖に進んだ台風の影響により、県内で線状降水帯が発生し猛烈な雨が降り、記録的な大雨となった。銚子で8日の降水量173.5mmを観測。</td></tr> </tbody> </table>	西暦年	元号	日付	被害要因	2021	令和3	10月1日	台風	記事	台風16号。強い勢力を維持しながら千葉県に接岸。銚子で最大瞬間風速41.8m/sを観測。	2023	令和5	9月8日	台風	記事	台風13号。東海道沖に進んだ台風の影響により、県内で線状降水帯が発生し猛烈な雨が降り、記録的な大雨となった。銚子で8日の降水量173.5mmを観測。	5 風水害 (略) 表 銚子市に影響のあった主な風水害等（1967 年以降） <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦年</th><th>元号</th><th>日付</th><th>被害要因</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(行追加)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>記事</td><td></td></tr> <tr> <td>(行追加)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>記事</td><td></td></tr> </tbody> </table>	西暦年	元号	日付	被害要因	(行追加)						記事		(行追加)						記事	
西暦年	元号	日付	被害要因																																				
2021	令和3	10月1日	台風																																				
		記事	台風16号。強い勢力を維持しながら千葉県に接岸。銚子で最大瞬間風速41.8m/sを観測。																																				
2023	令和5	9月8日	台風																																				
		記事	台風13号。東海道沖に進んだ台風の影響により、県内で線状降水帯が発生し猛烈な雨が降り、記録的な大雨となった。銚子で8日の降水量173.5mmを観測。																																				
西暦年	元号	日付	被害要因																																				
(行追加)																																							
		記事																																					
(行追加)																																							
		記事																																					
総則-28	時点修正	第4節 被害想定 第2 風水害の想定 1 洪水浸水想定区域 国管理の洪水予報河川である利根川について、概ね200年に1回程度起こる大雨ではん濫した場合（利根川流域、群馬県伊勢崎市八斗島上流の3日間総雨量318mm、昭和22年のカスリーン台風と同程度）、利根川沿いの低地が広範囲に浸水すると予測されている。 はん濫水は国道356号又は県道37号付近まで達し、一部の地区では浸水深が2m～5mに達すると予測される。 <u>千葉県により、水位周知河川である利根川水系黒部川について、平成27年7月に改正された「水防法第14条」の規定により、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が指定された。また、令和3年7月に改正された「水防法第14条」の規定により、新たに作成が必要となった千葉県内の小規模河川である、利根川水系高田川・三宅川・清水川・小畑川水系小畑川において、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が指定された。</u> <u>2 急傾斜地崩壊危険区域</u> <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域に20箇所が指定され、防災工事や保全措置がとられている。</u>	第4節 被害想定 第2 風水害の想定 1 洪水浸水想定区域 国管理の洪水予報河川である利根川について、概ね200年に1回程度起こる大雨ではん濫した場合（利根川流域、群馬県伊勢崎市八斗島上流の3日間総雨量318mm、昭和22年のカスリーン台風と同程度）、利根川沿いの低地が広範囲に浸水すると予測されている。 はん濫水は国道356号又は県道37号付近まで達し、一部の地区では浸水深が2m～5mに達すると予測される。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>																																				

ページ	修正理由	修正案	現行
		3 土砂災害警戒箇所 <u>市内において、土砂災害防止対策の推進に関する法律により、警戒避難体制を整備すべき土砂災害警戒区域に155箇所が指定されているほか、そのうちの145箇所は、同法により建築構造等が規制される土砂災害特別警戒区域に指定されている。</u> <u>【巻末資料 土砂災害警戒区域一覧】</u> 4 山地災害危険地区 治山事業の基礎調査で把握されている山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区（がけ崩れ）が15箇所把握されており、これらは丘陵地に分布する。	2 土砂災害危険箇所 <u>市内には、砂防事業の基礎調査で把握された土砂災害危険箇所が106箇所あり、利根川沿いの国道356号や県道244号の内陸側に帯状に分布している。</u> <u>これらの危険個所のうち20箇所は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域に指定され、防災工事や保全措置がとられている。また、104箇所は、土砂災害防止対策の推進に関する法律により、警戒避難体制を整備すべき土砂災害警戒区域に指定されているほか、そのうちの96箇所は、同法により建築構造等が規制される土砂災害特別警戒区域に指定されている。</u> <u>【巻末資料 土砂災害警戒区域一覧】</u> 3 山地災害危険地区 治山事業の基礎調査で把握されている山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区（がけ崩れ）が15箇所把握されており、これらは丘陵地に分布する。
総則-30	誤記修正	第5節 基本方針・目標 第2 減災目標 3 減災目標を達成するための主な対策 対策 1 防災意識の向上 地震・津波編 第1節 <u>(削除)</u> 対策 2 防災訓練の充実 地震・津波編 第1節 <u>第5</u> (略) 対策12 備蓄・緊急輸送路の整備促進 地震・津波編 第10節 <u>第1、4</u>	第5節 基本方針・目標 第2 減災目標 3 減災目標を達成するための主な対策 対策 1 防災意識の向上 地震・津波編 第1節 <u>第1</u> 対策 2 防災訓練の充実 地震・津波編 第1節 <u>第4</u> (略) 対策12 備蓄・緊急輸送路の整備促進 地震・津波編 第10節 <u>第1</u>

■第2編 地震・津波編

ページ	修正理由	修正案	現行																								
地震・津波-1	県防災計画整合	第1章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 第1 防災教育 2 防災教育の充実 (略) 児童生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災関係者等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。 <u>特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域の消防団員等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。</u> また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的に継続的な指導を展開するものとする。	第1章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 第1 防災教育 2 防災教育の充実 (略) 児童生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災関係者等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。 <u>(新設)</u> また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的に継続的な指導を展開するものとする。																								
地震・津波-3	県防災計画整合	第3 防災広報の充実 4 広報媒体等 <table border="1"> <tr> <td>KDDI株式会社</td><td>新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>(削除)</u> 広報紙等</td><td>一般市民</td><td>◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他</td></tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td><td>新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>(削除)</u> 広報紙等</td><td>一般市民</td><td>◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他</td></tr> <tr> <td><u>楽天モバイル株式会社</u></td><td><u>防災フェア、防災訓練パンフレット、インターネット等</u></td><td><u>一般市民</u></td><td><u>◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得</u> <u>◇施設の耐震性</u> <u>◇通信設備の災害対策 他</u></td></tr> </table>	KDDI株式会社	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>(削除)</u> 広報紙等	一般市民	◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他	ソフトバンク株式会社	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>(削除)</u> 広報紙等	一般市民	◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他	<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>防災フェア、防災訓練パンフレット、インターネット等</u>	<u>一般市民</u>	<u>◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得</u> <u>◇施設の耐震性</u> <u>◇通信設備の災害対策 他</u>	第3 防災広報の充実 4 広報媒体等 <table border="1"> <tr> <td>KDDI株式会社</td><td>新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>EZwebモードサービス</u> 広報紙等</td><td>一般市民</td><td>◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他</td></tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td><td>新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>EZwebモードサービス</u> 広報紙等</td><td>一般市民</td><td>◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他</td></tr> <tr> <td><u>(表追加)</u></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	KDDI株式会社	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>EZwebモードサービス</u> 広報紙等	一般市民	◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他	ソフトバンク株式会社	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>EZwebモードサービス</u> 広報紙等	一般市民	◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他	<u>(表追加)</u>			
KDDI株式会社	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>(削除)</u> 広報紙等	一般市民	◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他																								
ソフトバンク株式会社	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>(削除)</u> 広報紙等	一般市民	◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他																								
<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>防災フェア、防災訓練パンフレット、インターネット等</u>	<u>一般市民</u>	<u>◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得</u> <u>◇施設の耐震性</u> <u>◇通信設備の災害対策 他</u>																								
KDDI株式会社	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>EZwebモードサービス</u> 広報紙等	一般市民	◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他																								
ソフトバンク株式会社	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>EZwebモードサービス</u> 広報紙等	一般市民	◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他																								
<u>(表追加)</u>																											

ページ	修正理由	修正案	現行																
地震・津波-5	県防災計画整合	第4 自主防災体制の強化等 1 自主防災組織の育成等 (略) 自主防災組織の活動形態 <table><tr><td rowspan="7">平常時</td><td>1 (略)</td></tr><tr><td>2 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</td></tr><tr><td>3 (略)</td></tr><tr><td>4 (略)</td></tr><tr><td>5 (略)</td></tr><tr><td>6 (略)</td></tr><tr><td>7 (略)</td></tr></table>	平常時	1 (略)	2 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）	3 (略)	4 (略)	5 (略)	6 (略)	7 (略)	第4 自主防災体制の強化等 1 自主防災組織の育成等 (略) 自主防災組織の活動形態 <table><tr><td rowspan="7">平常時</td><td>1 (略)</td></tr><tr><td>2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</td></tr><tr><td>3 (略)</td></tr><tr><td>4 (略)</td></tr><tr><td>5 (略)</td></tr><tr><td>6 (略)</td></tr><tr><td>7 (略)</td></tr></table>	平常時	1 (略)	2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）	3 (略)	4 (略)	5 (略)	6 (略)	7 (略)
平常時	1 (略)																		
	2 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）																		
	3 (略)																		
	4 (略)																		
	5 (略)																		
	6 (略)																		
	7 (略)																		
平常時	1 (略)																		
	2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）																		
	3 (略)																		
	4 (略)																		
	5 (略)																		
	6 (略)																		
	7 (略)																		
地震・津波-7	県防災計画整合	第5 防災訓練の充実 3 防災関係機関の訓練 (略) <table><tr><td>ソフトバンク株式会社</td><td> 防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、防災訓練を実施する。 1 訓練項目 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護 2 実施回数 年1回以上 </td></tr><tr><td>楽天モバイル株式会社</td><td> 防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、防災訓練を実施する。 1 訓練項目 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護 2 実施回数 年1回以上 </td></tr></table>	ソフトバンク株式会社	防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、防災訓練を実施する。 1 訓練項目 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護 2 実施回数 年1回以上	楽天モバイル株式会社	防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、防災訓練を実施する。 1 訓練項目 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護 2 実施回数 年1回以上	第5 防災訓練の充実 3 防災関係機関の訓練 (略) (表追加)												
ソフトバンク株式会社	防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、防災訓練を実施する。 1 訓練項目 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護 2 実施回数 年1回以上																		
楽天モバイル株式会社	防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、防災訓練を実施する。 1 訓練項目 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護 2 実施回数 年1回以上																		

ページ	修正理由	修正案	現行
地震・津波-9	県防災計画整合	第2節 津波災害予防対策 本市は、三方を水に囲まれ、海水浴場や漁港を抱えていることから、津波災害の防止を図る必要がある。<u>平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生したが、本市においても、津波による浸水等の被害が発生した。また過去にも、元禄16年11月23日（1703年12月31日）に発生した元禄地震（マグニチュード8.2）では九十九里地域を中心に数千名の犠牲者が出る等、甚大な被害が発生した。</u> <u>国の公表によると、大正関東地震（マグニチュード7.9）や元禄地震（マグニチュード8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2,300年程度とされているが、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高頻度な状況にある。</u> <u>いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、本市は、住民等に注意喚起を図るとともに、海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。</u>	第2節 津波災害予防対策 本市は、三方を水に囲まれ、海水浴場や漁港を抱えていることから、津波災害の防止を図る必要がある。<u>また、津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じることが重要である。</u> <u>このため、海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。</u>

ページ	修正理由	修正案	現行
地震・津波-9	県防災計画整合	第1 総合的な津波対策の基本的な考え方 津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。 海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。 <u>津波対策の推進に当たっては、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u> また、市は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。	第1 総合的な津波対策の基本的な考え方 津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。 海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。 <u>(新設)</u> また、市は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。
地震・津波-10	表現明確化	第2 津波広報、教育、訓練計画 1 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成 (略) (2) 市の取組 (略) ア 地震・津波に関する正確な知識 (略) g 津波は河川や水路を遡上すること。<u>なお、利根川及び利根川につながる河川も遡上すること。</u>	第2 津波広報、教育、訓練計画 1 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成 (略) (2) 市の取組 (略) ア 地震・津波に関する正確な知識 (略) g 津波は河川や水路を遡上すること。<u>(新設)</u>
地震・津波-13	県防災計画整合	第3 津波避難対策 3 情報伝達体制の確立 (略) (2) 地域住民等への情報伝達体制の確立 (略) イ 多様な伝達手段の確保 <u>J-ALERTは整備済みであり、情報受信時には防災行政無線が自動起動される。また、</u>エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。 (略)	第3 津波避難対策 3 情報伝達体制の確立 (略) (2) 地域住民等への情報伝達体制の確立 (略) イ 多様な伝達手段の確保 <u>J-ALERTの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用、</u>エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。 (略)

ページ	修正理由	修正案	現行																								
地震・津波-15	誤記修正 現状整合	第3節 火災等予防対策 第1 地震火災の防止 1 出火の防止 (1) 一般家庭に対する指導 (略) さらに、復電時における通電火災等を防止するため、 <u>銚子女性防火クラブ及び関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。</u>	第2節 火災等予防対策 第1 地震火災の防止 1 出火の防止 (1) 一般家庭に対する指導 (略) さらに、復電時における通電火災等を防止するため、 <u>(新設) 関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。</u>																								
地震・津波-15	現状整合	(2) 特殊建築物の防火対策 (略) (火災予防指導計画) <table><tr><th>対 象</th><th>内 容</th></tr><tr><td>防 火 管 理 者</td><td>防火管理者講習会、防火管理モデル施設の研修</td></tr><tr><td>危 険 物 取 扱 者</td><td>危険物施設自主検査指導、危険物取扱者講習会</td></tr><tr><td>各 学 校</td><td>防火・通報・避難訓練、消防施設見学、防災訓練</td></tr><tr><td>各 種 団 体 ・ 一 般</td><td>防火・通報・避難訓練、広報、防災訓練</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table> (3) 火災予防査察の実施 <u>(削除)</u> 消防本部は、消防法第4条の規定により予防査察を定期的に実施し、火災予防上必要な施設の改善及び火災等の災害に対処できるための指導等を行って、防災上の安全を図るものとする。予防査察の主眼点は、次のとおりである。	対 象	内 容	防 火 管 理 者	防火管理者講習会、防火管理モデル施設の研修	危 険 物 取 扱 者	危険物施設自主検査指導、危険物取扱者講習会	各 学 校	防火・通報・避難訓練、消防施設見学、防災訓練	各 種 団 体 ・ 一 般	防火・通報・避難訓練、広報、防災訓練	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(2) 特殊建築物の防火対策 (略) (火災予防指導計画) <table><tr><th>対 象</th><th>内 容</th></tr><tr><td>防 火 管 理 者</td><td>防火管理者講習会、防火管理モデル施設の研修</td></tr><tr><td>危 険 物 取 扱 者</td><td>危険物施設自主検査指導、危険物取扱者講習会</td></tr><tr><td>各 学 校</td><td>防火・通報・避難訓練、消防施設見学、防災訓練</td></tr><tr><td>各 種 団 体 ・ 一 般</td><td>防火・通報・避難訓練、広報、防災訓練</td></tr><tr><td><u>婦人防火クラブ</u></td><td><u>防火組織モデル施設の研修、指導者研修会、初期消火訓練、防火・防災訓練及び講習会</u></td></tr></table> (3) 火災予防査察の実施 <u>毎年、春季及び秋季に実施する火災予防運動期間中並びに歳末の火災予防期間中はもちろんのこと、</u> 消防本部は、消防法第4条の規定により予防査察を定期的に実施し、火災予防上必要な施設の改善及び火災等の災害に対処できるための指導等を行って、防災上の安全を図るものとする。予防査察の主眼点は、次のとおりである。	対 象	内 容	防 火 管 理 者	防火管理者講習会、防火管理モデル施設の研修	危 険 物 取 扱 者	危険物施設自主検査指導、危険物取扱者講習会	各 学 校	防火・通報・避難訓練、消防施設見学、防災訓練	各 種 団 体 ・ 一 般	防火・通報・避難訓練、広報、防災訓練	<u>婦人防火クラブ</u>	<u>防火組織モデル施設の研修、指導者研修会、初期消火訓練、防火・防災訓練及び講習会</u>
対 象	内 容																										
防 火 管 理 者	防火管理者講習会、防火管理モデル施設の研修																										
危 険 物 取 扱 者	危険物施設自主検査指導、危険物取扱者講習会																										
各 学 校	防火・通報・避難訓練、消防施設見学、防災訓練																										
各 種 団 体 ・ 一 般	防火・通報・避難訓練、広報、防災訓練																										
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																										
対 象	内 容																										
防 火 管 理 者	防火管理者講習会、防火管理モデル施設の研修																										
危 険 物 取 扱 者	危険物施設自主検査指導、危険物取扱者講習会																										
各 学 校	防火・通報・避難訓練、消防施設見学、防災訓練																										
各 種 団 体 ・ 一 般	防火・通報・避難訓練、広報、防災訓練																										
<u>婦人防火クラブ</u>	<u>防火組織モデル施設の研修、指導者研修会、初期消火訓練、防火・防災訓練及び講習会</u>																										
地震・津波-16	現状整合	(4) 住宅防火 <u>指導及び感電ブレーカーの設置促進</u> 一般住宅及び共同住宅における出火防止を図るため、 <u>機会あるごとに、指導を徹底するとともに、電熱器具等からの出火や電気復旧時に断線した電気コード等からの出火を防ぐため、大規模地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーの設置を促進する。</u> (5) 危険物製造所等の防火対策 (略) ウ 当該製造所等の予防 <u>規程</u> を策定させ、消火、通報及び避難訓練等を実施させる。	(4) 住宅防火診断 一般住宅及び共同住宅における出火防止を図るため、 <u>火災防止の安全装置が付いた機器や消火器の設置の普及推進に努める。また、住宅防火診断等により防火対策を進める。</u> (5) 危険物製造所等の防火対策 (略) ウ 当該製造所等の予防 <u>規定</u> を策定させ、消火、通報及び避難訓練等を実施させる。																								

ページ	修正理由	修正案	現行																				
地震・津波-17・18	防災基本計画整合	第3 防災空間の整備・拡大 <table><tr><th>項 目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1 密集市街地の防災街区整備</td><td>危機管理室 都市整備室</td></tr><tr><td>2 不燃化の推進等</td><td>危機管理室 都市整備室</td></tr><tr><td>3 都市防火計画</td><td>危機管理室 都市整備室</td></tr><tr><td>4 市街地の整備</td><td>危機管理室 都市整備室</td></tr></table> 4 市街地の整備 市は、秩序ある土地利用を進めることで防災上の安全を確保した安心で均衡あるまちづくりを推進する。 立地適正化計画により、都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する際は、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設置するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。また、土砂災害の発生のおそれのある土地の区域について、土砂災害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて移転等も促進するなど土砂災害に強い土地利用の推進に努める。 また、道路、ライフライン、公共施設の整備においてユニバーサルデザインやバリアフリーに努めるなど、要配慮者の安全を確保する。	項 目	主担当	1 密集市街地の防災街区整備	危機管理室 都市整備室	2 不燃化の推進等	危機管理室 都市整備室	3 都市防火計画	危機管理室 都市整備室	4 市街地の整備	危機管理室 都市整備室	第3 防災空間の整備・拡大 <table><tr><th>項 目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1 密集市街地の防災街区整備</td><td>危機管理室 都市整備室</td></tr><tr><td>2 不燃化の推進等</td><td>危機管理室 都市整備室</td></tr><tr><td>3 都市防火計画</td><td>危機管理室 都市整備室</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr></table> (新設)	項 目	主担当	1 密集市街地の防災街区整備	危機管理室 都市整備室	2 不燃化の推進等	危機管理室 都市整備室	3 都市防火計画	危機管理室 都市整備室	(新設)	(新設)
項 目	主担当																						
1 密集市街地の防災街区整備	危機管理室 都市整備室																						
2 不燃化の推進等	危機管理室 都市整備室																						
3 都市防火計画	危機管理室 都市整備室																						
4 市街地の整備	危機管理室 都市整備室																						
項 目	主担当																						
1 密集市街地の防災街区整備	危機管理室 都市整備室																						
2 不燃化の推進等	危機管理室 都市整備室																						
3 都市防火計画	危機管理室 都市整備室																						
(新設)	(新設)																						
地震・津波-25	県防災計画整合	第7節 土砂災害等予防対策 1 土砂災害の防止 (略) (3) 盛土の崩落を防ぐ安全対策 県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、避難情報の発令基準等の見直しが必要となった場合には、県に助言や支援を求める。	第7節 土砂災害等予防対策 1 土砂災害の防止 (略) (新設)																				
地震・津波-31	県防災計画整合	第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 第4 外国人に対する防災対策の充実 2 避難所等における対応 市は、避難所において外国人の不安感を少しでも解消するため、県及びボランティアの協力を得て、情報の提供を行える体制を確保する。 また、日本語理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討していく。	第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 第4 外国人に対する防災対策の充実 2 避難所等における対応 市は、避難所において外国人の不安感を少しでも解消するため、県及びボランティアの協力を得て、情報の提供を行える体制を確保する。 (新設)																				

ページ	修正理由	修正案	現行																
地震・津波-32	県防災計画整合	第9節 情報連絡体制の整備 第1 市の情報連絡体制の強化 <table><tr><th>項目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1 情報通信設備の整備</td><td>危機管理室</td></tr><tr><td>2 <u>千葉県防災情報システム</u>の活用</td><td>危機管理室 消防本部</td></tr></table> (略) (3) 千葉県防災行政無線 防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、<u>県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）</u>が県庁と各地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、気象官署等の防災機関に設置され、地上系と衛星系との組合せによる通信回線が確保されている。 2 <u>千葉県防災情報システム</u>の活用 災害時の様々な情報の収集・伝達・報告に当たっては、<u>千葉県防災情報システム</u>を活用し、迅速かつ的確な情報収集・伝達・報告活動を行う体制を確保する。	項目	主担当	1 情報通信設備の整備	危機管理室	2 <u>千葉県防災情報システム</u> の活用	危機管理室 消防本部	第9節 情報連絡体制の整備 第1 市の情報連絡体制の強化 <table><tr><th>項目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1 情報通信設備の整備</td><td>危機管理室</td></tr><tr><td>2 <u>千葉県総合防災情報システム</u>の活用</td><td>危機管理室 消防本部</td></tr></table> (略) (3) 千葉県防災行政無線 防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、<u>防災行政無線（ふるさと千葉情報ネットワーク）</u>が県庁と各地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、気象官署等の防災機関に設置され、地上系と衛星系との組合せによる通信回線が確保されている。 2 <u>千葉県総合防災情報システム</u>の活用 災害時の様々な情報の収集・伝達・報告に当たっては、<u>千葉県総合防災情報システム</u>を活用し、迅速かつ的確な情報収集・伝達・報告活動を行う体制を確保する。	項目	主担当	1 情報通信設備の整備	危機管理室	2 <u>千葉県総合防災情報システム</u> の活用	危機管理室 消防本部				
項目	主担当																		
1 情報通信設備の整備	危機管理室																		
2 <u>千葉県防災情報システム</u> の活用	危機管理室 消防本部																		
項目	主担当																		
1 情報通信設備の整備	危機管理室																		
2 <u>千葉県総合防災情報システム</u> の活用	危機管理室 消防本部																		
地震・津波-34	県防災計画整合	第10節 被災者支援体制の整備 第1 備蓄・物流体制の整備 <table><tr><th>項目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1 食料・生活必需品の備蓄体制の整備</td><td>危機管理室</td></tr><tr><td>2 食料・生活必需品の供給体制の整備</td><td>危機管理室 <u>県防災対策課</u> 観光商工課</td></tr><tr><td>3 応急給水体制の整備</td><td>危機管理室 水道局</td></tr></table> (略) 1 食料・生活必需品の備蓄体制の整備 (略) (2) 公的備蓄 市は、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の生活必需品の公的備蓄を行う。なお、備蓄物資の選定に際しては、<u>過去の災害を踏まえ</u>、地域特性や要配慮者・女性・<u>子供（特に乳幼児）</u>の避難生活や<u>食物アレルギー</u>等に配慮する。また、被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。	項目	主担当	1 食料・生活必需品の備蓄体制の整備	危機管理室	2 食料・生活必需品の供給体制の整備	危機管理室 <u>県防災対策課</u> 観光商工課	3 応急給水体制の整備	危機管理室 水道局	第10節 被災者支援体制の整備 第1 備蓄・物流体制の整備 <table><tr><th>項目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1 食料・生活必需品の備蓄体制の整備</td><td>危機管理室</td></tr><tr><td>2 食料・生活必需品の供給体制の整備</td><td>危機管理室 県<u>危機管理課</u> 観光商工課</td></tr><tr><td>3 応急給水体制の整備</td><td>危機管理室 水道局</td></tr></table> (略) 1 食料・生活必需品の備蓄体制の整備 (略) (2) 公的備蓄 市は、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の生活必需品の公的備蓄を行う。なお、備蓄物資の選定に際しては、<u>(新設)</u> 地域特性や要配慮者・女性 <u>(新設)</u> の避難生活 <u>(新設)</u> 等に配慮する。また、被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。	項目	主担当	1 食料・生活必需品の備蓄体制の整備	危機管理室	2 食料・生活必需品の供給体制の整備	危機管理室 県 <u>危機管理課</u> 観光商工課	3 応急給水体制の整備	危機管理室 水道局
項目	主担当																		
1 食料・生活必需品の備蓄体制の整備	危機管理室																		
2 食料・生活必需品の供給体制の整備	危機管理室 <u>県防災対策課</u> 観光商工課																		
3 応急給水体制の整備	危機管理室 水道局																		
項目	主担当																		
1 食料・生活必需品の備蓄体制の整備	危機管理室																		
2 食料・生活必需品の供給体制の整備	危機管理室 県 <u>危機管理課</u> 観光商工課																		
3 応急給水体制の整備	危機管理室 水道局																		

ページ	修正理由	修正案	現行
地震・津波-36	現状整合	第2 ごみ・し尿処理体制の整備 (略) 災害時には、建物の倒壊や焼失により、<u>ごみ・がれきが大量に発生するほか、浄化槽や公共下水道が使用不能となった場合には、被災者の避難生活で発生する大量のし尿処理が困難になることが予想される。</u> このため、<u>衛生センター</u>の耐震化を推進するとともに、災害時に<u>運転停止</u>となった場合の早期復旧対策を講ずるため、あらかじめ関係機関及び関係団体との協力体制を確立するほか、他自治体の処理施設の使用等について応援協定等の締結に努める。 また、避難所等に<u>仮設トイレ</u>を設置するため、関係業者等と仮設トイレの供給協力に関する協定締結に努める<u>とともに、下水道接続型の仮設トイレ等の備蓄に努める。</u> <u>なお、東総地区クリーンセンターでは、本計画の想定を超える震度6強～震度7に対応する耐震性能を確保している、また、耐震性だけでなく、東日本大震災の経験も踏まえ、安定稼働を確保するための自立運転・運転継続を可能とする対策を講じている。</u>	第2 ごみ・し尿処理体制の整備 (略) 災害時には、建物の倒壊や焼失により、<u>ごみ・がれきが大量に発生するとともに、下水道の使用不能や、被災者の避難生活によるし尿が大量に発生することが予想される。</u> このため、<u>清掃センターや衛生センター等</u>の処理施設の耐震化を推進するとともに、災害時に<u>使用不能</u>となった場合の早期復旧対策を講ずるため、あらかじめ関係機関及び関係団体との協力体制を確立するほか、他自治体の処理施設の使用等について応援協定等の締結に努める。 また、避難所等に<u>共同仮設トイレ</u>を設置するため、関係業者等と仮設トイレの供給協力に関する協定締結に努める<u>ほか、下水道接続型仮設トイレ等の備蓄に努める。</u> <u>(新設)</u>
地震・津波-40	県防災計画整合	第11節 防災施設の整備 第2 避難環境整備計画 2 指定避難所の指定等 (略) (2) 指定避難所の整備等 (略) ウ 上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めた</u>エネルギーの多様化に努める。 (略) ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な<u>障害者、医療的ケアを必要とする者等の</u>要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。 <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u>	第11節 防災施設の整備 第2 避難環境整備計画 2 指定避難所の指定等 (略) (2) 指定避難所の整備等 (略) ウ 上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、<u>(新設)</u> 必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や <u>(新設)</u> エネルギーの多様化に努める。 (略) ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な <u>(新設)</u> 要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。 <u>(新設)</u>

ページ	修正理由	修正案	現行
		また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。 (略) <u>タ 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</u>	また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。 (略) <u>(新設)</u>
地震・津波-43	防災基本計画整合	第3 避難場所・避難所の整備 (略) 3 避難所開設・運営体制の整備 (略) (9) 避難所の効率的な<u>管理のために、市が策定する避難所運営マニュアルを基本として避難所ごとの具体的な運営マニュアル、避難所内の空間配置図、レイアウト図、施設の利用計画の作成に努める。また、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理に必要な知識や夏季の熱中症対策等の普及に努める。</u> (略) <u>(11) やむを得ず車中泊となる避難生活者に備え、地域の実情に応じて車中泊避難スペースの設置等、車中泊避難者の支援策の検討に努める。その際、車中泊での健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u>	第3 避難場所・避難所の整備 (略) 3 避難所開設・運営体制の整備 (略) (9) 避難所の効率的な開設、<u>管理のために、避難所ごとの開設・運営マニュアルを策定する。</u> (略) <u>(新設)</u>
地震・津波-44	表現修正	第12節 帰宅困難者等対策 第1 一斉帰宅の抑制 2 安否確認手段の普及・啓発 一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。 このため、市は、<u>災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版 (web171)、SNS、IP電話</u>など、様々な通信インフラを利用した安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。	第12節 帰宅困難者等対策 第1 一斉帰宅の抑制 2 安否確認手段の普及・啓発 一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。 このため、市は、<u>災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版 (web171)、ツイッター (Twitter)・フェイスブック (Facebook) 等のSNS、IP電話</u>など、様々な通信インフラを利用した安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

ページ	修正理由	修正案	現行																				
地震・津波-45	県防災計画整合	第2 帰宅支援対策 2 関係機関と連携した取組 (略) (4) 駅周辺帰宅困難者等対策協議会 大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。 このため、市が事務局となり、 <u>駅周辺帰宅困難者等対策協議会</u> の設立を促進し、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討・実施していく。	第2 帰宅支援対策 2 関係機関と連携した取組 (略) (4) 駅周辺帰宅困難者等対策協議会 大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。 このため、市が事務局となり、 <u>県も参画する駅周辺帰宅困難者等対策協議会</u> の設立を促進し、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討・実施していく。																				
地震・津波-46	県防災計画整合	第13節 防災体制の整備 第1 防災組織体制の整備 <table><tr><th>項 目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1 市の防災体制の整備</td><td>危機管理室 各課室</td></tr><tr><td>2 防災関係機関の防災体制の整備</td><td>危機管理室 防災関係機関</td></tr><tr><td>3 防災活動拠点の整備</td><td>危機管理室 消防本部 自主防災組織</td></tr><tr><td><u>4 業務継続計画</u></td><td><u>危機管理室</u></td></tr></table> <u>4 業務継続計画</u> <u>市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、重要6要素を核とした業務継続計画（令和4年3月策定）に基づき、業務継続性の確保を図るものとする。</u> <u>また、実行性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂を行うものとする。</u> <u>(1) 重要6要素</u> <u>ア 首長不在時の明確な代位順位及び職員の参集体制</u> <u>イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u> <u>ウ 電気、水、食料等の確保</u> <u>エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u> <u>オ 重要な行政データのバックアップ</u> <u>カ 非常時優先業務の整理</u>	項 目	主担当	1 市の防災体制の整備	危機管理室 各課室	2 防災関係機関の防災体制の整備	危機管理室 防災関係機関	3 防災活動拠点の整備	危機管理室 消防本部 自主防災組織	<u>4 業務継続計画</u>	<u>危機管理室</u>	第13節 防災体制の整備 第1 防災組織体制の整備 <table><tr><th>項 目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1 市の防災体制の整備</td><td>危機管理室 各課室</td></tr><tr><td>2 防災関係機関の防災体制の整備</td><td>危機管理室 防災関係機関</td></tr><tr><td>3 防災活動拠点の整備</td><td>危機管理室 消防本部 自主防災組織</td></tr><tr><td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr></table> <u>(新設)</u>	項 目	主担当	1 市の防災体制の整備	危機管理室 各課室	2 防災関係機関の防災体制の整備	危機管理室 防災関係機関	3 防災活動拠点の整備	危機管理室 消防本部 自主防災組織	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
項 目	主担当																						
1 市の防災体制の整備	危機管理室 各課室																						
2 防災関係機関の防災体制の整備	危機管理室 防災関係機関																						
3 防災活動拠点の整備	危機管理室 消防本部 自主防災組織																						
<u>4 業務継続計画</u>	<u>危機管理室</u>																						
項 目	主担当																						
1 市の防災体制の整備	危機管理室 各課室																						
2 防災関係機関の防災体制の整備	危機管理室 防災関係機関																						
3 防災活動拠点の整備	危機管理室 消防本部 自主防災組織																						
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																						

ページ	修正理由	修正案	現行
地震・津波-49	設置基準の見直し	第2章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 第1 災害応急活動体制 1 災害対策本部設置前の初動体制 (1) 第一次配備設置基準 市長は、次の基準に該当する場合、初動対応を行うための警戒本部を設置し、速やかに災害対策本部に移行しうる体制をとる。 ① 市域において震度が4又は5弱を記録したとき。 ② <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が又は同（巨大地震注意）が発表されたとき。</u> ③ <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る後発地震への注意を促す情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表されたとき。</u> ④ <u>気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波注意報を発表したとき。</u>	第2章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 第1 災害応急活動体制 1 災害対策本部設置前の初動体制 (1) 第一次配備設置基準 市長は、次の基準に該当する場合、初動対応を行うための警戒本部を設置し、速やかに災害対策本部に移行しうる体制をとる。 ① 市域において震度が4又は5弱を記録したとき。 ② <u>東海地震観測情報（臨時）、東海地震注意情報又は東海地震予知情報を発表したとき。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
地震・津波-49	設置基準の見直し	2 災害対策本部 (1) 設置基準 市長は、市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害応急対策を速やかに実施するため、次の基準により、災害対策基本法第23条の規定に基づき銚子市災害対策本部を設置する。 ア 自動設置 ① 本市において、震度5強以上を記録したとき。 ② 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に <u>津波警報及び大津波警報</u> を発表したとき。	2 災害対策本部 (1) 設置基準 市長は、市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害応急対策を速やかに実施するため、次の基準により、災害対策基本法第23条の規定に基づき銚子市災害対策本部を設置する。 ア 自動設置 ① 本市において、震度5強以上を記録したとき。 ② 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に <u>津波注意報、津波警報及び大津波警報</u> を発表したとき。
地震・津波-50	誤記修正	(4) 災害対策本部の本部長及び副本部長 災害対策本部の長は市長とし、事務を総括する。副本部長は副市長とし、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 また、本部長・副本部長に <u>事故があるとき</u> は、総務課長がこれを代行する。	(4) 災害対策本部の本部長及び副本部長 災害対策本部の長は市長とし、事務を総括する。副本部長は副市長とし、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 また、本部長・副本部長に <u>事故あるとき</u> は、総務課長がこれを代行する。

ページ	修正理由	修正案				現行			
地震・津波-51	現状整合	各部の分掌事務内容				各部の分掌事務内容			
		(ア) 本部事務局（事務局長：総務課長）				(ア) 本部事務局（事務局長：総務課長）			
		部 名	班 名	課室等名	分掌事務	部 名	班 名	課室等名	分掌事務
		総括部 ◎総務課長	本部班 ◎総務課長 （兼務） ○危機管理室長 ○総務室長 <u>○選挙管理委員会事務局長</u>	総務課 （危機管理室） （総務室） （施設管理室） 選挙管理委員会事務局	（略）	総括部 ◎総務課長	本部班 ◎総務課長 （兼務） ○危機管理室長 ○総務室長 <u>（新設）</u>	総務課 （危機管理室） （総務室） （施設管理室） 選挙管理委員会事務局	（略）
			動員班 ◎総務課長 （兼務） ○人事室長	総務課 （人事室）	（略）		動員班 ◎総務課長 （兼務） ○人事室長	総務課 （人事室）	（略）
			調査班 ◎税務課長	税務課 （課税室） （債権管理室）	（略） ③ <u>被災証明</u> の発行に 関すること。		調査班 ◎税務課長	税務課 （課税室） （債権管理室）	（略） ③ <u>被害届出証明</u> の発行に 関すること。
		調整部 ◎企画課長 ○財政課長 ○議会事務局長 ○会計管理者	調整班 ◎秘書広報課長 ○企画室長 <u>○情報政策室長</u> <u>○洋上風力推進室長</u> ○財政室長 ○管財室長 ○監査委員事務局長 ○議会事務局 <u>次長</u>	秘書広報課 <u>（秘書広報室）</u> <u>（公民連携事業室）</u> 企画課 （企画室） （情報政策室） （洋上風力推進室） <u>財政課</u> （財政室） （管財室） 議会事務局 監査委員事務局	（略） <u>⑬議会との連絡調整に</u> <u>関すること。</u>	調整部 ◎企画課長 ○財政課長 ○議会事務局長 ○会計管理者	調整班 ◎秘書広報課長 ○企画室長 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> ○財政室長 ○管財室長 ○監査委員事務局長 ○議会事務局 <u>長補佐</u>	秘書広報課 <u>（秘書広報室）</u> <u>（公民連携事業室）</u> <u>企画財政課</u> （企画室） （情報政策室） （洋上風力推進室） <u>（新設）</u> （財政室） （管財室） 議会事務局 監査委員事務局	（略） <u>（新設）</u>
				出納班 ◎会計課長補佐				会計課	
			(注) ◎は部長又は班長を、○は副部長又は副班長を示す				(注) ◎は部長又は班長を、○は副部長又は副班長を示す		

ページ	修正理由	修正案	現行																																																								
地震・津波-52	現状整合	(イ) 各部 <table> <tr> <th>部 名</th><th>班 名</th><th>課等名</th><th>分掌 事務</th></tr> <tr> <td rowspan="2">経済部 ◎観光商工課長</td><td>調達班 ◎観光商工課長 (兼務) <u>○観光プロモーション室長</u></td><td>観光商工課 (観光プロモーション室) (産業振興室)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>産業班 ◎水産課長 ○農産課長 ○農業委員会事務局長</td><td>水産課 農産課 農業委員会事務局</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">給水部 ◎水道局長</td><td>給水班 ◎管理室長</td><td>水道局 (管理室)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>復旧班 ◎工務室長 <u>○浄水場長</u> ○下水道室長</td><td>水道局 (工務室) <u>(本城浄水場)</u> (下水道室) <u>(芦崎終末処理場)</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">援護部 ◎社会福祉課長</td><td>救助班 ◎市民課長 ○市民室長 ○保険年金室長</td><td>市民課 (市民室) (保険年金室)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>援護班 ◎高齢者福祉課長 ○子育て支援課長 ○社会福祉室長 ○障害支援室長</td><td>高齢者福祉課 子育て支援課 社会福祉課 (社会福祉室) (障害支援室)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>衛生医療班 ◎健康づくり課長</td><td>健康づくり課 (健康・地域医療推進室) (保健事業室)</td><td>(略)</td></tr> </table>	部 名	班 名	課等名	分掌 事務	経済部 ◎観光商工課長	調達班 ◎観光商工課長 (兼務) <u>○観光プロモーション室長</u>	観光商工課 (観光プロモーション室) (産業振興室)	(略)	産業班 ◎水産課長 ○農産課長 ○農業委員会事務局長	水産課 農産課 農業委員会事務局	(略)	給水部 ◎水道局長	給水班 ◎管理室長	水道局 (管理室)	(略)	復旧班 ◎工務室長 <u>○浄水場長</u> ○下水道室長	水道局 (工務室) <u>(本城浄水場)</u> (下水道室) <u>(芦崎終末処理場)</u>	(略)	援護部 ◎社会福祉課長	救助班 ◎市民課長 ○市民室長 ○保険年金室長	市民課 (市民室) (保険年金室)	(略)	援護班 ◎高齢者福祉課長 ○子育て支援課長 ○社会福祉室長 ○障害支援室長	高齢者福祉課 子育て支援課 社会福祉課 (社会福祉室) (障害支援室)	(略)	衛生医療班 ◎健康づくり課長	健康づくり課 (健康・地域医療推進室) (保健事業室)	(略)	(イ) 各部 <table> <tr> <th>部 名</th><th>班 名</th><th>課等名</th><th>分掌 事務</th></tr> <tr> <td rowspan="2">経済部 ◎観光商工課長</td><td>調達班 ◎観光商工課長 (兼務) <u>(新設)</u></td><td>観光商工課 (観光プロモーション室) (産業振興室)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>産業班 ◎水産課長 ○農産課長 ○農業委員会事務局長</td><td>水産課 農産課 農業委員会事務局</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">給水部 ◎水道局長</td><td>給水班 ◎管理室長</td><td>水道局 (管理室)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>復旧班 ◎工務室長 <u>(新設)</u> ○下水道室長</td><td>水道局 (工務室) <u>(新設)</u> (下水道室) <u>(新設)</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">援護部 ◎社会福祉課長</td><td>救助班 ◎市民課長 ○市民室長 ○保険年金室長</td><td>市民課 (市民室) (保険年金室)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>援護班 ◎高齢者福祉課長 ○子育て支援課長 ○社会福祉室長 ○障害支援室長</td><td>高齢者福祉課 子育て支援課 社会福祉課 (社会福祉室) (障害支援室)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>衛生医療班 ◎健康づくり課長</td><td>健康づくり課 (健康・地域医療推進室) (保健事業室)</td><td>(略)</td></tr> </table>	部 名	班 名	課等名	分掌 事務	経済部 ◎観光商工課長	調達班 ◎観光商工課長 (兼務) <u>(新設)</u>	観光商工課 (観光プロモーション室) (産業振興室)	(略)	産業班 ◎水産課長 ○農産課長 ○農業委員会事務局長	水産課 農産課 農業委員会事務局	(略)	給水部 ◎水道局長	給水班 ◎管理室長	水道局 (管理室)	(略)	復旧班 ◎工務室長 <u>(新設)</u> ○下水道室長	水道局 (工務室) <u>(新設)</u> (下水道室) <u>(新設)</u>	(略)	援護部 ◎社会福祉課長	救助班 ◎市民課長 ○市民室長 ○保険年金室長	市民課 (市民室) (保険年金室)	(略)	援護班 ◎高齢者福祉課長 ○子育て支援課長 ○社会福祉室長 ○障害支援室長	高齢者福祉課 子育て支援課 社会福祉課 (社会福祉室) (障害支援室)	(略)	衛生医療班 ◎健康づくり課長	健康づくり課 (健康・地域医療推進室) (保健事業室)	(略)
部 名	班 名	課等名	分掌 事務																																																								
経済部 ◎観光商工課長	調達班 ◎観光商工課長 (兼務) <u>○観光プロモーション室長</u>	観光商工課 (観光プロモーション室) (産業振興室)	(略)																																																								
	産業班 ◎水産課長 ○農産課長 ○農業委員会事務局長	水産課 農産課 農業委員会事務局	(略)																																																								
給水部 ◎水道局長	給水班 ◎管理室長	水道局 (管理室)	(略)																																																								
	復旧班 ◎工務室長 <u>○浄水場長</u> ○下水道室長	水道局 (工務室) <u>(本城浄水場)</u> (下水道室) <u>(芦崎終末処理場)</u>	(略)																																																								
援護部 ◎社会福祉課長	救助班 ◎市民課長 ○市民室長 ○保険年金室長	市民課 (市民室) (保険年金室)	(略)																																																								
	援護班 ◎高齢者福祉課長 ○子育て支援課長 ○社会福祉室長 ○障害支援室長	高齢者福祉課 子育て支援課 社会福祉課 (社会福祉室) (障害支援室)	(略)																																																								
	衛生医療班 ◎健康づくり課長	健康づくり課 (健康・地域医療推進室) (保健事業室)	(略)																																																								
部 名	班 名	課等名	分掌 事務																																																								
経済部 ◎観光商工課長	調達班 ◎観光商工課長 (兼務) <u>(新設)</u>	観光商工課 (観光プロモーション室) (産業振興室)	(略)																																																								
	産業班 ◎水産課長 ○農産課長 ○農業委員会事務局長	水産課 農産課 農業委員会事務局	(略)																																																								
給水部 ◎水道局長	給水班 ◎管理室長	水道局 (管理室)	(略)																																																								
	復旧班 ◎工務室長 <u>(新設)</u> ○下水道室長	水道局 (工務室) <u>(新設)</u> (下水道室) <u>(新設)</u>	(略)																																																								
援護部 ◎社会福祉課長	救助班 ◎市民課長 ○市民室長 ○保険年金室長	市民課 (市民室) (保険年金室)	(略)																																																								
	援護班 ◎高齢者福祉課長 ○子育て支援課長 ○社会福祉室長 ○障害支援室長	高齢者福祉課 子育て支援課 社会福祉課 (社会福祉室) (障害支援室)	(略)																																																								
	衛生医療班 ◎健康づくり課長	健康づくり課 (健康・地域医療推進室) (保健事業室)	(略)																																																								

ページ	修正理由	修正案	現行																								
地震・津波-54	表現修正	(略) (9) 現地災害対策本部 本部長は、災害の現地において直接指揮をとる体制が必要と認めたときは、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部には、現地災害対策本部長を置き、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。 現地災害対策本部には、現地災害対策本部員を置き、災害対策本部長が<u>現地災害対策本部長</u>と協議の上、指名する者をもって充てる。	(略) (9) 現地災害対策本部 本部長は、災害の現地において直接指揮をとる体制が必要と認めたときは、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部には、現地災害対策本部長を置き、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。 現地災害対策本部には、現地災害対策本部員を置き、災害対策本部長が<u>部長</u>と協議の上、指名する者をもって充てる。																								
地震・津波-55	配備基準の見直し	3 職員の動員・配備 (1) 動員基準及び配備内容 動員基準及び配備内容は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備内容</th><th>職員等の対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次配備 自動配備</td><td> 《地震》 ○本市域に気象庁発表による震度4又は5弱の地震が発生したとき。 ○<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は同（巨大地震注意）が発表されたとき。</u> ○<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る後発地震への注意を促す情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表されたとき。</u> ○<u>気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波注意報を発表したとき。</u> ○<u>本市域で長周期地震動の階級3以上が発表されたとき。</u> </td><td> ○災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各課等において定める。 </td><td> ○あらかじめ指定された初動職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。 <u>ただし、長周期地震動の階級3以上が発表されたときは自宅待機とする。</u> ○<u>津波注意報のみ、上記に加え、観光商工課及び水産課のあらかじめ指定された初動職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。</u> </td></tr> <tr> <td>第2次配備 状況配備</td><td> 《地震》 ○本市域に気象庁発表による<u>震度5弱以下の地震又は津波により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、</u>本部長が必要と認めたとき。 </td><td> ○各部各班の応急対策活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 </td><td> ○あらかじめ指定された職員は、動員の指令があった場合は、速やかに登庁する。 </td></tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備内容	職員等の対応	第1次配備 自動配備	《地震》 ○本市域に気象庁発表による震度4又は5弱の地震が発生したとき。 ○<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は同（巨大地震注意）が発表されたとき。</u> ○<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る後発地震への注意を促す情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表されたとき。</u> ○<u>気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波注意報を発表したとき。</u> ○<u>本市域で長周期地震動の階級3以上が発表されたとき。</u>	○災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各課等において定める。	○あらかじめ指定された初動職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。 <u>ただし、長周期地震動の階級3以上が発表されたときは自宅待機とする。</u> ○<u>津波注意報のみ、上記に加え、観光商工課及び水産課のあらかじめ指定された初動職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。</u>	第2次配備 状況配備	《地震》 ○本市域に気象庁発表による<u>震度5弱以下の地震又は津波により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、</u>本部長が必要と認めたとき。	○各部各班の応急対策活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	○あらかじめ指定された職員は、動員の指令があった場合は、速やかに登庁する。	3 職員の動員・配備 (1) 動員基準及び配備内容 動員基準及び配備内容は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備内容</th><th>職員等の対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次配備 自動配備</td><td> 《地震》 ○本市域に気象庁発表による震度4又は5弱の地震が発生したとき。 ○<u>気象庁が東海地震観測情報（臨時）、東海地震注意情報又は東海地震予知情報を発表したとき。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> </td><td> ○災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各課等において定める。 </td><td> ○あらかじめ指定された初動職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> </td></tr> <tr> <td>第2次配備 状況配備</td><td> <u>（新設）</u> ○本市域に気象庁発表による<u>震度5弱以下の地震が発生し、火災が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合で、</u>本部長が必要と認めたとき。 </td><td> ○各部各班の応急対策活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 </td><td> ○あらかじめ指定された職員は、動員の指令があった場合は、速やかに登庁する。 </td></tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備内容	職員等の対応	第1次配備 自動配備	《地震》 ○本市域に気象庁発表による震度4又は5弱の地震が発生したとき。 ○<u>気象庁が東海地震観測情報（臨時）、東海地震注意情報又は東海地震予知情報を発表したとき。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	○災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各課等において定める。	○あらかじめ指定された初動職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	第2次配備 状況配備	<u>（新設）</u> ○本市域に気象庁発表による<u>震度5弱以下の地震が発生し、火災が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合で、</u>本部長が必要と認めたとき。	○各部各班の応急対策活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	○あらかじめ指定された職員は、動員の指令があった場合は、速やかに登庁する。
種別	配備基準	配備内容	職員等の対応																								
第1次配備 自動配備	《地震》 ○本市域に気象庁発表による震度4又は5弱の地震が発生したとき。 ○<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は同（巨大地震注意）が発表されたとき。</u> ○<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る後発地震への注意を促す情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表されたとき。</u> ○<u>気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波注意報を発表したとき。</u> ○<u>本市域で長周期地震動の階級3以上が発表されたとき。</u>	○災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各課等において定める。	○あらかじめ指定された初動職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。 <u>ただし、長周期地震動の階級3以上が発表されたときは自宅待機とする。</u> ○<u>津波注意報のみ、上記に加え、観光商工課及び水産課のあらかじめ指定された初動職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。</u>																								
第2次配備 状況配備	《地震》 ○本市域に気象庁発表による<u>震度5弱以下の地震又は津波により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、</u>本部長が必要と認めたとき。	○各部各班の応急対策活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	○あらかじめ指定された職員は、動員の指令があった場合は、速やかに登庁する。																								
種別	配備基準	配備内容	職員等の対応																								
第1次配備 自動配備	《地震》 ○本市域に気象庁発表による震度4又は5弱の地震が発生したとき。 ○<u>気象庁が東海地震観測情報（臨時）、東海地震注意情報又は東海地震予知情報を発表したとき。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	○災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各課等において定める。	○あらかじめ指定された初動職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>																								
第2次配備 状況配備	<u>（新設）</u> ○本市域に気象庁発表による<u>震度5弱以下の地震が発生し、火災が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合で、</u>本部長が必要と認めたとき。	○各部各班の応急対策活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	○あらかじめ指定された職員は、動員の指令があった場合は、速やかに登庁する。																								

ページ	修正理由	修正案				現行						
			自動配備	《 <u>中規模地震</u> 》 ○本市域に気象庁発表による震度5強又は6弱の地震が発生したとき。 《津波》 ○気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波 <u>警報</u> を発表したとき。	同上	○あらかじめ指定された初動職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。		自動配備	《 <u>大規模地震</u> 》 ○本市域に気象庁発表による震度5強又は6弱の地震が発生したとき。 《津波》 ○気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波 <u>注意報</u> を発表したとき。	同上	○あらかじめ指定された初動職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。	
		第3次配備	自動配備	《大規模地震》 ○本市域に気象庁発表による震度6強以上の地震が発生したとき。 ○気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に <u>大津波警報</u> を発表したとき。	○原則として全職員を配備し、市の組織及び機能の全てを挙げて対処する態勢とする。	○全職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。		第3次配備	自動配備	《大規模地震》 ○本市域に気象庁発表による震度6強以上の地震が発生したとき。 ○気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に <u>津波警報又は大津波警報</u> を発表したとき。	○原則として全職員を配備し、市の組織及び機能の全てを挙げて対処する態勢とする。	○全職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。
地震・津波-56	県防災計画整合	4 関係機関との連携 (1) 県リエゾン 市は、県からリエゾンが派遣された場合は市役所庁舎に <u>受け入れ、県との連絡調整を行う。</u> その際、受入場所は危機管理室とする。					4 関係機関との連携 (1) 県リエゾン 市は、県からリエゾンが派遣された場合は市役所庁舎に <u>受け入れる。</u> その際、受入場所は危機管理室とする。					
地震・津波-57	県防災計画整合	第2 災害救助法の適用 4 災害救助法適用事務 <u>市は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、同法に基づき救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。</u>					第2 災害救助法の適用 4 災害救助法適用事務 <u>災害救助法適用事務は知事が実施し、市長は知事を補助する。</u>					
地震・津波-59	県防災計画整合	第2節 情報収集・伝達体制 第1 通信手段確保計画 1 災害時の通信 (3) 千葉県防災行政無線及び <u>千葉県防災情報システム</u> ア 千葉県防災行政無線 市と県との間における情報の収集、 <u>注警報</u> 等の伝達は、県が設置している防災行政無線によって行う。					第2節 情報収集・伝達体制 第1 通信手段確保計画 1 災害時の通信 (3) 千葉県防災行政無線及び <u>千葉県総合防災情報システム</u> ア 千葉県防災行政無線 市と県との間における情報の収集、 <u>警報</u> 等の伝達は、県が設置している防災行政無線によって行う。					
地震・津波-60	誤記修正	イ <u>千葉県防災情報システム</u> (略) 2 代替通信機能の確保 (4) 通信の統制 ア 無線機器の管理 全ての携帯・可 <u>搬</u> 用無線機は、災害対策本部に一旦集結させる。					イ <u>千葉県総合防災情報システム</u> (略) 2 代替通信機能の確保 (4) 通信の統制 ア 無線機器の管理 全ての携帯・可 <u>般</u> 用無線機は、災害対策本部に一旦集結させる。					

ページ	修正理由	修正案	現行																																																				
地震・津波-61	県防災計画整合 項目構成変更 気象庁情報との 整合	第2 災害情報の収集・伝達・報告計画 1 地震情報の収集 気象庁から発表される地震及び津波に関する各種の情報や海面監視などにより現場で収集される情報は、避難誘導等の応急活動を行う上で必要不可欠なものである。 市及び各防災関係機関は、地震を感じた場合、即時にテレビ・ラジオ等の聴取体制をとり、千葉県から<u>防災情報システム</u>により伝達される情報と併せて、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。 (1) 情報等の発表 ア 地震情報 <table><tr><th colspan="2">情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="3">緊急地震速報</td><td>予報</td><td>震度3以上又は<u>長周期地震動階級1以上</u>、マグニチュード3.5以上</td><td>地震の発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを「千葉県北東部」「千葉県北西部」「千葉県南部」の区域で知らせる。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。</td></tr><tr><td>警報</td><td>震度5弱以上又は<u>長周期地震動階級3以上</u></td><td></td></tr><tr><td>特別警報</td><td>震度6弱以上又は<u>長周期地震動階級4</u></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">震度速報</td><td>・震度3以上</td><td><u>地震発生から約1分半後に</u>、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td></tr><tr><td colspan="2">震源に関する情報</td><td>・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）</td><td>地震の震源やその規模を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td></tr><tr><td colspan="2"><u>震源・震度情報</u></td><td><u>・震度1以上</u> <u>・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時</u> <u>・緊急地震速報（警報）発表時</u></td><td><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。</u> <u>それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域</u></td></tr></table>	情報の種類		発表基準	内容	緊急地震速報	予報	震度3以上又は <u>長周期地震動階級1以上</u> 、マグニチュード3.5以上	地震の発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを「千葉県北東部」「千葉県北西部」「千葉県南部」の区域で知らせる。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。	警報	震度5弱以上又は <u>長周期地震動階級3以上</u>		特別警報	震度6弱以上又は <u>長周期地震動階級4</u>		震度速報		・震度3以上	<u>地震発生から約1分半後に</u> 、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報		・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の震源やその規模を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	<u>震源・震度情報</u>		<u>・震度1以上</u> <u>・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時</u> <u>・緊急地震速報（警報）発表時</u>	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。</u> <u>それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域</u>	第2 災害情報の収集・伝達・報告計画 1 地震情報の収集 気象庁から発表される地震及び津波に関する各種の情報や海面監視などにより現場で収集される情報は、避難誘導等の応急活動を行う上で必要不可欠なものである。 市及び各防災関係機関は、地震を感じた場合、即時にテレビ・ラジオ等の聴取体制をとり、千葉県から<u>総合防災情報システム</u>により伝達される情報と併せて、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。 (1) 情報等の発表 ア 地震情報 <table><tr><th colspan="2">情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="3">緊急地震速報</td><td>予報</td><td>震度3以上またはマグニチュード3.5以上</td><td>地震の発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを「千葉県北東部」「千葉県北西部」「千葉県南部」の区域で知らせる。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。</td></tr><tr><td>警報</td><td>震度5弱以上 <u>（追記）</u></td><td></td></tr><tr><td>特別警報</td><td>震度6弱以上 <u>（追記）</u></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">震度速報</td><td>・震度3以上</td><td><u>地震発生約1分半後に</u>、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td></tr><tr><td colspan="2">震源に関する情報</td><td>・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）</td><td>地震の震源やその規模を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td></tr><tr><td colspan="2"><u>震源・震度に関する情報</u></td><td><u>以下のいずれかを満たした場合</u> <u>・震度3以上</u> <u>・大津波警報、津波警報又は注意報発表時</u> <u>・若干の海面変動が予想される場合</u> <u>・緊急地震速報（警</u></td><td><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表。</u></td></tr></table>	情報の種類		発表基準	内容	緊急地震速報	予報	震度3以上またはマグニチュード3.5以上	地震の発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを「千葉県北東部」「千葉県北西部」「千葉県南部」の区域で知らせる。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。	警報	震度5弱以上 <u>（追記）</u>		特別警報	震度6弱以上 <u>（追記）</u>		震度速報		・震度3以上	<u>地震発生約1分半後に</u> 、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報		・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の震源やその規模を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	<u>震源・震度に関する情報</u>		<u>以下のいずれかを満たした場合</u> <u>・震度3以上</u> <u>・大津波警報、津波警報又は注意報発表時</u> <u>・若干の海面変動が予想される場合</u> <u>・緊急地震速報（警</u>	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表。</u>
情報の種類		発表基準	内容																																																				
緊急地震速報	予報	震度3以上又は <u>長周期地震動階級1以上</u> 、マグニチュード3.5以上	地震の発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを「千葉県北東部」「千葉県北西部」「千葉県南部」の区域で知らせる。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。																																																				
	警報	震度5弱以上又は <u>長周期地震動階級3以上</u>																																																					
	特別警報	震度6弱以上又は <u>長周期地震動階級4</u>																																																					
震度速報		・震度3以上	<u>地震発生から約1分半後に</u> 、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																																																				
震源に関する情報		・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の震源やその規模を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																																																				
<u>震源・震度情報</u>		<u>・震度1以上</u> <u>・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時</u> <u>・緊急地震速報（警報）発表時</u>	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。</u> <u>それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域</u>																																																				
情報の種類		発表基準	内容																																																				
緊急地震速報	予報	震度3以上またはマグニチュード3.5以上	地震の発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを「千葉県北東部」「千葉県北西部」「千葉県南部」の区域で知らせる。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。																																																				
	警報	震度5弱以上 <u>（追記）</u>																																																					
	特別警報	震度6弱以上 <u>（追記）</u>																																																					
震度速報		・震度3以上	<u>地震発生約1分半後に</u> 、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																																																				
震源に関する情報		・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の震源やその規模を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																																																				
<u>震源・震度に関する情報</u>		<u>以下のいずれかを満たした場合</u> <u>・震度3以上</u> <u>・大津波警報、津波警報又は注意報発表時</u> <u>・若干の海面変動が予想される場合</u> <u>・緊急地震速報（警</u>	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表。</u>																																																				

ページ	修正理由	修正案		現行		
				で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を公表。	報)を公表した場合	
		長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	観測したときに10分程度で発表する。地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)	各地の震度に関する情報	・震度1以上 震度1以上を観測した地点のほか、地震の震源やその規模を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を公表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。
		遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表 [※] 。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
		その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
		推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等を発表する。 ・マグニチュード7.0以上。 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。
		各情報に用いる震度について	—	各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(20ヶ所)、防災科学技術研究所(11ヶ所)、千葉市(4ヶ所)、松戸市(1ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている。(令和3年4月1日現在)。	各情報に用いる震度について	各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(20ヶ所)、防災科学技術研究所(11ヶ所)、千葉市(4ヶ所)、松戸市(1ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている。(令和3年4月1日現在)。
		※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表される。		(新設)		

ページ	修正理由	修正案	現行																								
		<u>イ</u> 津波警報・注意報の分類 (略) 〈津波警報等の種類と発表される津波の高さ<u>(注)</u>等〉 (表略) * 大津波警報は特別警報に位置づけられている。 <u>(注)</u>「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 (略) <u>ウ</u> 津波情報 気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなど<u>を</u>併せて発表する。 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。 [発表される津波の高さの値は、<u>地震・津波-62～63</u>「津波警報等の種類と発表される津波の高さ」を参照]</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・<u>津波到達予想時刻</u>に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻<u>を</u>発表。</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。 (※1)</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。(※2)</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table>	種 類	内 容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。 [発表される津波の高さの値は、 <u>地震・津波-62～63</u> 「津波警報等の種類と発表される津波の高さ」を参照]	各地の満潮時刻・ <u>津波到達予想時刻</u> に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻 <u>を</u> 発表。	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。 (※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。(※2)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>構成順序を変更</u> <u>「エ 津波警報・注意報の分類」を「イ 津波情報」の前に入れ替え</u> <u>エ</u> 津波警報・注意報の分類 (略) 〈津波警報等の種類と発表される津波の高さ<u>(新設)</u>等〉 (表略) * 大津波警報は特別警報に位置づけられている。 <u>(新設)</u>「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 (略) <u>イ</u> 津波情報 気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなど<u>が</u>併せて発表する。 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。 [発表される津波の高さの値は、<u>地-3-26</u>「津波警報等の種類と発表される津波の高さ」を参照]</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・<u>津波の到達予想時刻</u>に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻<u>が</u>発表<u>される</u>。</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表<u>される</u>。 (※1)</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表<u>される</u>。(※2)</td></tr><tr><td><u>津波に関するその他の情報</u></td><td><u>津波に関するその他必要な事項を発表</u></td></tr></table>	種 類	内 容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。 [発表される津波の高さの値は、 <u>地-3-26</u> 「津波警報等の種類と発表される津波の高さ」を参照]	各地の満潮時刻・ <u>津波の到達予想時刻</u> に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻 <u>が</u> 発表 <u>される</u> 。	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <u>される</u> 。 (※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <u>される</u> 。(※2)	<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要な事項を発表</u>
種 類	内 容																										
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。 [発表される津波の高さの値は、 <u>地震・津波-62～63</u> 「津波警報等の種類と発表される津波の高さ」を参照]																										
各地の満潮時刻・ <u>津波到達予想時刻</u> に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻 <u>を</u> 発表。																										
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。 (※1)																										
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。(※2)																										
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																										
種 類	内 容																										
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。 [発表される津波の高さの値は、 <u>地-3-26</u> 「津波警報等の種類と発表される津波の高さ」を参照]																										
各地の満潮時刻・ <u>津波の到達予想時刻</u> に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻 <u>が</u> 発表 <u>される</u> 。																										
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <u>される</u> 。 (※1)																										
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <u>される</u> 。(※2)																										
<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要な事項を発表</u>																										

ページ	修正理由	修正案	現行																																
		(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（<u>第一波</u>の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）<u>または</u>「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 （略） <table><tr><th>発表中の津波 警報等</th><th>沿岸で推定される津波の高さ</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="2">大津波警報</td><td><u>3m超</u></td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr><tr><td><u>3m以下</u></td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td></tr><tr><td rowspan="2">津波警報</td><td><u>1m超</u></td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr><tr><td><u>1m以下</u></td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>（すべての場合）</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr></table> ・津波情報の留意事項等 ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ<u>津波予報区</u>のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。 （略）	発表中の津波 警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容	大津波警報	<u>3m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<u>3m以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	<u>1m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<u>1m以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（<u>第1波</u>の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）<u>及び</u>「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 （略） <table><tr><th>発表中の津波 警報等</th><th>沿岸で推定される 津波の高さ</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="2">大津波警報</td><td><u>1m超</u></td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr><tr><td><u>1m以下</u></td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td></tr><tr><td rowspan="2">津波警報</td><td><u>0.2m以上</u></td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr><tr><td><u>0.2m未満</u></td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>（すべての場合）</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr></table> ・津波情報の留意事項等 ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ<u>予報区</u>のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。 （略）	発表中の津波 警報等	沿岸で推定される 津波の高さ	内容	大津波警報	<u>1m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<u>1m以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	<u>0.2m以上</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<u>0.2m未満</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
発表中の津波 警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容																																	
大津波警報	<u>3m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	<u>3m以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波警報	<u>1m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	<u>1m以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
発表中の津波 警報等	沿岸で推定される 津波の高さ	内容																																	
大津波警報	<u>1m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	<u>1m以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波警報	<u>0.2m以上</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	<u>0.2m未満</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	

ページ	修正理由	修正案	現行																
		<u>エ</u> 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報が発表される。 <table><tr><th>発表基準</th><th>内容</th></tr><tr><td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td><td>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表される。</td></tr><tr><td>0. 2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td><td>高いところでも0. 2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨が発表される。</td></tr><tr><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(削除)</u></td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨が発表される。</td></tr></table> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(2) 津波警報等の伝達</u> (略) 〈津波予報伝達系統図〉中の表記 県<u>防災対策課</u>	発表基準	内容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表される。	0. 2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0. 2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨が発表される。	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(削除)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨が発表される。	<u>ウ</u> 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報が発表される。 <table><tr><th>発表基準</th><th>内容</th></tr><tr><td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td><td>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表される。</td></tr><tr><td>0. 2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td><td>高いところでも0. 2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨が発表される。</td></tr><tr><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨が発表される。</td></tr></table> <u>(注) 津波が予想される地域と、予想されるおおよその津波の高さが発表される。予想される津波の高さにより、注意報と警報に分けて発表される。本市は、千葉県九十九里・外房（野島崎南端以東の太平洋沿岸）に属しており、気象庁本庁が担当する。</u> <u>(2) 緊急時における気象官署の措置</u> <u>通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。</u> <u>(3) 津波警報等の伝達</u> (略) 〈津波予報伝達系統図〉中の表記 県<u>危機管理課</u>	発表基準	内容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表される。	0. 2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0. 2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨が発表される。	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨が発表される。
発表基準	内容																		
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表される。																		
0. 2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0. 2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨が発表される。																		
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(削除)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨が発表される。																		
発表基準	内容																		
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表される。																		
0. 2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0. 2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨が発表される。																		
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨が発表される。																		

ページ	修正理由	修正案	現行																																																
地震・津波-67	県組織名称等整合	4 県への災害情報の報告 (略) (2) 県への被害報告 (略) エ 被害情報等の収集報告系統 被害情報等の収集報告の<u>流れ</u>は、以下のとおりである。 〈被害情報等の収集報告の流れ〉中の表記 本部支部事務局（海浜地域振興事務所<u>地域防災課</u>） (略) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">県配備体制 設置前</td><td>勤 務 時間内</td><td><u>防災対策課災害対策室</u> ・防災電話 500-<u>7319、7320</u> ・防災 FAX 500-7298 (<u>削除</u>) ・NTT電話 043-223-2175 ・NTT FAX 043-222-<u>1127</u></td></tr><tr><td>勤 務 時間外</td><td><u>防災対策課情報通信管理室</u> ・防災電話 500-7225 (7224) ・防災 FAX 500-7110 ・NTT電話 043-223-2178 ・NTT FAX 043-222-5219</td></tr><tr><td rowspan="2">県配備体制 設置後</td><td>本 部 設置前</td><td><u>防災対策課災害対策室</u> ・防災電話 500-<u>7319、7320</u> ・防災 FAX 500-<u>7298</u> ・NTT電話 043-223-2149、2150 ・NTT FAX 043-222-<u>1127</u></td></tr><tr><td>本 部 設置後</td><td><u>県災害対策本部情報班</u> ・防災電話 500-<u>7304～7306</u> ・防災 FAX 500-<u>7298</u> ・NTT電話 043-223-<u>3383～3385</u> ・NTT FAX 043-222-<u>1127</u></td></tr></table> 〈消防庁連絡先〉 <table><tr><th colspan="2">消 防 庁</th><th>N T T 電 話</th><th><u>消 防 庁 回 線</u></th></tr><tr><td rowspan="2">勤務時間内</td><td rowspan="2">防災情報室</td><td>03-5253-7526 (FAX) 03-5253-7436</td><td>048-500-<u>90-43532</u> (FAX) 048-500-<u>90-49034</u></td></tr><tr><td>休日・夜間</td><td>宿 直 室 03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553</td><td>048-500-<u>90-49101</u> (FAX) 048-500-<u>90-49036</u></td></tr></table>	区 分			県配備体制 設置前	勤 務 時間内	<u>防災対策課災害対策室</u> ・防災電話 500- <u>7319、7320</u> ・防災 FAX 500-7298 (<u>削除</u>) ・NTT電話 043-223-2175 ・NTT FAX 043-222- <u>1127</u>	勤 務 時間外	<u>防災対策課情報通信管理室</u> ・防災電話 500-7225 (7224) ・防災 FAX 500-7110 ・NTT電話 043-223-2178 ・NTT FAX 043-222-5219	県配備体制 設置後	本 部 設置前	<u>防災対策課災害対策室</u> ・防災電話 500- <u>7319、7320</u> ・防災 FAX 500- <u>7298</u> ・NTT電話 043-223-2149、2150 ・NTT FAX 043-222- <u>1127</u>	本 部 設置後	<u>県災害対策本部情報班</u> ・防災電話 500- <u>7304～7306</u> ・防災 FAX 500- <u>7298</u> ・NTT電話 043-223- <u>3383～3385</u> ・NTT FAX 043-222- <u>1127</u>	消 防 庁		N T T 電 話	<u>消 防 庁 回 線</u>	勤務時間内	防災情報室	03-5253-7526 (FAX) 03-5253-7436	048-500- <u>90-43532</u> (FAX) 048-500- <u>90-49034</u>	休日・夜間	宿 直 室 03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	048-500- <u>90-49101</u> (FAX) 048-500- <u>90-49036</u>	4 県への災害情報の報告 (略) (2) 県への被害報告 (略9) エ 被害情報等の収集報告系統 被害情報等の収集報告の<u>ながれ</u>は、以下のとおりである。 〈被害情報等の収集報告の流れ〉中の表記 本部支部事務局（海浜地域振興事務所<u>地域振興課</u>） (略) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">県配備体制 設置前</td><td>勤 務 時間内</td><td><u>防災対策課</u> ・防災電話 500-<u>7361、7221</u> ・防災 FAX 500-7298、<u>7299</u> ・NTT電話 043-223-2175 ・NTT FAX 043-222-<u>5208</u></td></tr><tr><td>勤 務 時間外</td><td><u>消防課情報通信管理室</u> ・防災電話 500-7225 (7224) ・防災 FAX 500-7110 ・NTT電話 043-223-2178 ・NTT FAX 043-222-5219</td></tr><tr><td rowspan="2">県配備体制 設置後</td><td>本 部 設置前</td><td><u>消防課情報通信管理室</u> ・防災電話 500-<u>7620～7626</u> ・防災 FAX 500-<u>7630～7632</u> ・NTT電話 043-223-2149、2150 ・NTT FAX 043-222-<u>2025、548</u></td></tr><tr><td>本 部 設置後</td><td><u>県災害対策本部</u> ・防災電話 500-<u>7301～7310</u> ・防災 FAX 500-<u>7405～7409</u> ・NTT電話 043-223-<u>3328～3337</u> ・NTT FAX 043-222-<u>0100</u></td></tr></table> 〈消防庁連絡先〉 <table><tr><th colspan="2">消 防 庁</th><th>N T T 電 話</th><th><u>(新設)</u></th></tr><tr><td rowspan="2">勤務時間内</td><td rowspan="2">防災情報室</td><td>03-5253-7526 (FAX) 03-5253-7436</td><td>048-500-<u>7526</u> (FAX) 048-500-<u>7536</u></td></tr><tr><td>休日・夜間</td><td>宿 直 室 03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553</td><td>048-500-<u>7780</u> (FAX) 048-500-<u>7789</u></td></tr></table>	区 分			県配備体制 設置前	勤 務 時間内	<u>防災対策課</u> ・防災電話 500- <u>7361、7221</u> ・防災 FAX 500-7298、 <u>7299</u> ・NTT電話 043-223-2175 ・NTT FAX 043-222- <u>5208</u>	勤 務 時間外	<u>消防課情報通信管理室</u> ・防災電話 500-7225 (7224) ・防災 FAX 500-7110 ・NTT電話 043-223-2178 ・NTT FAX 043-222-5219	県配備体制 設置後	本 部 設置前	<u>消防課情報通信管理室</u> ・防災電話 500- <u>7620～7626</u> ・防災 FAX 500- <u>7630～7632</u> ・NTT電話 043-223-2149、2150 ・NTT FAX 043-222- <u>2025、548</u>	本 部 設置後	<u>県災害対策本部</u> ・防災電話 500- <u>7301～7310</u> ・防災 FAX 500- <u>7405～7409</u> ・NTT電話 043-223- <u>3328～3337</u> ・NTT FAX 043-222- <u>0100</u>	消 防 庁		N T T 電 話	<u>(新設)</u>	勤務時間内	防災情報室	03-5253-7526 (FAX) 03-5253-7436	048-500- <u>7526</u> (FAX) 048-500- <u>7536</u>	休日・夜間	宿 直 室 03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	048-500- <u>7780</u> (FAX) 048-500- <u>7789</u>
区 分																																																			
県配備体制 設置前	勤 務 時間内	<u>防災対策課災害対策室</u> ・防災電話 500- <u>7319、7320</u> ・防災 FAX 500-7298 (<u>削除</u>) ・NTT電話 043-223-2175 ・NTT FAX 043-222- <u>1127</u>																																																	
	勤 務 時間外	<u>防災対策課情報通信管理室</u> ・防災電話 500-7225 (7224) ・防災 FAX 500-7110 ・NTT電話 043-223-2178 ・NTT FAX 043-222-5219																																																	
県配備体制 設置後	本 部 設置前	<u>防災対策課災害対策室</u> ・防災電話 500- <u>7319、7320</u> ・防災 FAX 500- <u>7298</u> ・NTT電話 043-223-2149、2150 ・NTT FAX 043-222- <u>1127</u>																																																	
	本 部 設置後	<u>県災害対策本部情報班</u> ・防災電話 500- <u>7304～7306</u> ・防災 FAX 500- <u>7298</u> ・NTT電話 043-223- <u>3383～3385</u> ・NTT FAX 043-222- <u>1127</u>																																																	
消 防 庁		N T T 電 話	<u>消 防 庁 回 線</u>																																																
勤務時間内	防災情報室	03-5253-7526 (FAX) 03-5253-7436	048-500- <u>90-43532</u> (FAX) 048-500- <u>90-49034</u>																																																
		休日・夜間	宿 直 室 03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	048-500- <u>90-49101</u> (FAX) 048-500- <u>90-49036</u>																																															
区 分																																																			
県配備体制 設置前	勤 務 時間内	<u>防災対策課</u> ・防災電話 500- <u>7361、7221</u> ・防災 FAX 500-7298、 <u>7299</u> ・NTT電話 043-223-2175 ・NTT FAX 043-222- <u>5208</u>																																																	
	勤 務 時間外	<u>消防課情報通信管理室</u> ・防災電話 500-7225 (7224) ・防災 FAX 500-7110 ・NTT電話 043-223-2178 ・NTT FAX 043-222-5219																																																	
県配備体制 設置後	本 部 設置前	<u>消防課情報通信管理室</u> ・防災電話 500- <u>7620～7626</u> ・防災 FAX 500- <u>7630～7632</u> ・NTT電話 043-223-2149、2150 ・NTT FAX 043-222- <u>2025、548</u>																																																	
	本 部 設置後	<u>県災害対策本部</u> ・防災電話 500- <u>7301～7310</u> ・防災 FAX 500- <u>7405～7409</u> ・NTT電話 043-223- <u>3328～3337</u> ・NTT FAX 043-222- <u>0100</u>																																																	
消 防 庁		N T T 電 話	<u>(新設)</u>																																																
勤務時間内	防災情報室	03-5253-7526 (FAX) 03-5253-7436	048-500- <u>7526</u> (FAX) 048-500- <u>7536</u>																																																
		休日・夜間	宿 直 室 03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	048-500- <u>7780</u> (FAX) 048-500- <u>7789</u>																																															

ページ	修正理由	修正案	現行																
地震・津波-70	現状整合	第4　り災証明書の発行 <table><tr><th>項　目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1　住家被害調査</td><td>調査班　防災班</td></tr><tr><td>2　り災証明書の発行</td><td>調査班　防災班</td></tr><tr><td>3　被災証明書の発行</td><td>調査班</td></tr></table> 1　住家被害調査 (1) 住家被害調査の実施 調査班は、り災証明書の発行に先立ち、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、住家の被害程度の判定調査を行う。この場合、必要に応じて、関係各部、千葉県土地家屋調査士会、民間建築関係団体等の協力を得て行うものとする。<u>また、併せて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の結果等を活用するなど調査の効率化を図る。</u> 2　り災証明書の発行 (1) り災証明書の対象 ア　家屋の損壊等に関する証明項目 (ア) 全壊、大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊、<u>準半壊</u>、一部損壊 (2) り災証明書の発行 り災証明の対象となる家屋の所有者等に広報又は通知を行い、その申請に基づいて市長又は消防長がり災台帳と照合し、り災証明書 <u>(削除)</u> を遅滞なく発行する。 また、その発行事務は、前記アについては調査班が行い、前記イについては防災班が行うが、円滑に行うため、被災者総合相談窓口（第3章　第1節「第1　被災者総合相談窓口の開設」参照）等において申請の受付、判定内容の説明、再調査の申請等を一括して行うように努める。 り災証明書の発行手数料は、無料とする。 <u>(削除)</u> 3　被災証明書の発行 上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の住家の付帯物及び家財並びに非住家等<u>については、災害の被害認定基準がないことから、市は、被害の事実のみの証明を行うものとし、「被災証明書」を必要に応じて発行する。</u>市長が特に必要と認める場合には、その状況や被災者が提出した証拠資料	項　目	主担当	1　住家被害調査	調査班　防災班	2　り災証明書の発行	調査班　防災班	3　被災証明書の発行	調査班	第4　り災証明書の発行 <table><tr><th>項　目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1　住家被害調査</td><td>調査班　防災班</td></tr><tr><td>2　り災証明書の発行</td><td>調査班　防災班</td></tr><tr><td>3　被害届出証明書の発行</td><td>調査班</td></tr></table> 1　住家被害調査 (1) 住家被害調査の実施 調査班は、り災証明書の発行に先立ち、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、住家の被害程度の判定調査を行う。この場合、必要に応じて、関係各部、千葉県土地家屋調査士会、民間建築関係団体等の協力を得て行うものとする。<u>(新設)</u> 2　り災証明書の発行 (1) り災証明書の対象 ア　家屋の損壊等に関する証明項目 (ア) 全壊、大規模半壊 <u>(新設)</u>、半壊 <u>(新設)</u>、一部損壊 (2) り災証明書の発行 り災証明の対象となる家屋の所有者等に広報又は通知を行い、その申請に基づいて市長又は消防長がり災台帳と照合し、り災証明書 <u>(別記様式第4号及び第5号)</u> を遅滞なく発行する。 また、その発行事務は、前記アについては調査班が行い、前記イについては防災班が行うが、円滑に行うため、被災者総合相談窓口（第3章　第1節「第1　被災者総合相談窓口の開設」参照）等において申請の受付、判定内容の説明、再調査の申請等を一括して行うように努める。 り災証明書の発行手数料は、無料とする。 <u>【巻末資料　り災証明申請書兼証明書】</u> 3　被害届出証明書の発行 上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の住家の付帯物及び家財並びに非住家等<u>の被害証明は、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「被害届出証明書」を必要に応じて発行する。</u>市長が特に必要と認める場合には、その状況や被災者が提出した証拠資料等を踏まえ、可能な範囲で	項　目	主担当	1　住家被害調査	調査班　防災班	2　り災証明書の発行	調査班　防災班	3　被害届出証明書の発行	調査班
項　目	主担当																		
1　住家被害調査	調査班　防災班																		
2　り災証明書の発行	調査班　防災班																		
3　被災証明書の発行	調査班																		
項　目	主担当																		
1　住家被害調査	調査班　防災班																		
2　り災証明書の発行	調査班　防災班																		
3　被害届出証明書の発行	調査班																		

ページ	修正理由	修正案	現行																																											
		等を踏まえ、可能な範囲で被害の事実を証明するものとする。調査班は、申請の受付、証明書の発行等を速やかに行うよう努める。 <u>(削除)</u>	被害の届け出があったことを証明するものとする。調査班は、申請の受付、証明書の発行等を速やかに行うよう努める。 <u>【巻末資料 被害届出証明申請書兼証明書】</u>																																											
地震・津波-72	現状整合	第3節 地震・火災避難計画 第1 避難計画 1 避難の指示等 (1) 避難の指示等 <table><tr><th>実施責任者</th><th>指示等を行う要件</th><th>根拠法</th></tr><tr><td>市長</td><td>(略)</td><td rowspan="2">災害対策基本法第60条</td></tr><tr><td>知事</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">警察官 海上保安官</td><td>(略)</td><td>災害対策基本法第61条</td></tr><tr><td>(略)</td><td>警察官職務執行法第4条</td></tr><tr><td>水防管理者</td><td>・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。</td><td>水防法第29条</td></tr><tr><td>知事又はその命を受けた吏員</td><td>・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。 ・地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示を実施する。</td><td>水防法第29条 地すべり等防止法第25条</td></tr><tr><td>自衛官</td><td>(略)</td><td>自衛隊法第94条</td></tr></table> 第3節 地震・火災避難計画 第1 避難計画 1 避難の指示等 (1) 避難の指示等 <table><tr><th>実施責任者</th><th>指示等を行う要件</th><th>根拠法</th></tr><tr><td>市長</td><td>(略)</td><td rowspan="2">災害対策基本法第60条</td></tr><tr><td>知事</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">警察官 海上保安官</td><td>(略)</td><td>災害対策基本法第61条</td></tr><tr><td>(略)</td><td>警察官職務執行法第4条</td></tr><tr><td>水防管理者</td><td>・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。</td><td>水防法第22条</td></tr><tr><td>知事又はその命を受けた吏員</td><td>・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。 ・地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示を実施する。</td><td>水防法第22条 地すべり等防止法第25条</td></tr><tr><td>自衛官</td><td>(略)</td><td>自衛隊法第94条</td></tr></table>	実施責任者	指示等を行う要件	根拠法	市長	(略)	災害対策基本法第60条	知事	(略)	警察官 海上保安官	(略)	災害対策基本法第61条	(略)	警察官職務執行法第4条	水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第29条	知事又はその命を受けた吏員	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。 ・地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示を実施する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	自衛官	(略)	自衛隊法第94条	実施責任者	指示等を行う要件	根拠法	市長	(略)	災害対策基本法第60条	知事	(略)	警察官 海上保安官	(略)	災害対策基本法第61条	(略)	警察官職務執行法第4条	水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第22条	知事又はその命を受けた吏員	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。 ・地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示を実施する。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条	自衛官	(略)	自衛隊法第94条
実施責任者	指示等を行う要件	根拠法																																												
市長	(略)	災害対策基本法第60条																																												
知事	(略)																																													
警察官 海上保安官	(略)	災害対策基本法第61条																																												
	(略)	警察官職務執行法第4条																																												
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第29条																																												
知事又はその命を受けた吏員	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。 ・地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示を実施する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条																																												
自衛官	(略)	自衛隊法第94条																																												
実施責任者	指示等を行う要件	根拠法																																												
市長	(略)	災害対策基本法第60条																																												
知事	(略)																																													
警察官 海上保安官	(略)	災害対策基本法第61条																																												
	(略)	警察官職務執行法第4条																																												
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第22条																																												
知事又はその命を受けた吏員	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。 ・地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示を実施する。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条																																												
自衛官	(略)	自衛隊法第94条																																												

ページ	修正理由	修正案	現行
地震・津波-79	内閣府ガイドライン整合	第4節 津波避難計画 1 津波警報等の伝達 (略) (5) 港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。 <u>（津波に関する避難指示の発令基準の目安）</u> <u>【避難指示の発令基準（目安）】</u> <u>次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。</u> <u>1 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表</u> <u>（ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。）</u> <u>2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の 長い揺れを感じた場合</u> <u>【遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報】</u> <u>我が国から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。</u> <u>市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。</u>	第4節 津波避難計画 1 津波警報等の伝達 (略) (5) 港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。 <u>（新設）</u>
地震・津波-82	県防災計画整合	第5節 要配慮者支援策 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。 ウ スタッフ（人員）の確保等 <u>必要な援助やサービス等を確認し、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者、語学通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家の確保を行うとともに、町内会や災害ボランティアセンターに、在宅者の巡回訪問を要請する。</u> <u>避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下防止等のため必要がある場合は、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」による千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県に要請する。</u>	第5節 要配慮者支援策 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。 ウ スタッフ（人員）の確保等 <u>必要なケアサービスを確認し、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者、語学通訳者等の専門家の確保を行う。</u> <u>また、災害相談窓口で家族等からの保健・福祉の相談を受付ける。</u>

ページ	修正理由	修正案	現行
地震・津波-86	救護所候補地の追加	第6節 消防・救助救急・医療救護活動 第2 応急医療計画 1 応急医療・助産の活動体制 (2) 救護所の設置 本部長は、医療救護活動を行うにあたり必要と認めるときは、援護部長に命じて、防災部、銚子市医師会及び銚子市歯科医師会等の協力を得て救護所を設置する。設置場所は、被害状況から、被災者に対して最も安全で利便性が高い避難所等から本部長が選定する。 <u>(候補地：前宿町公園、銚子西中学校テニスコート、イオンリテール(株)イオンモール銚子店駐車場)</u>	第6節 消防・救助救急・医療救護活動 第2 応急医療計画 1 応急医療・助産の活動体制 (2) 救護所の設置 本部長は、医療救護活動を行うにあたり必要と認めるときは、援護部長に命じて、防災部、銚子市医師会及び銚子市歯科医師会等の協力を得て救護所を設置する。設置場所は、被害状況から、被災者に対して最も安全で利便性が高い避難所等から本部長が選定する。 <u>(第1候補地：前宿町公園)</u>
地震・津波-90	県防災計画整合	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 第1 警備・交通規制計画 1 震災警備計画 (1) 震災警備の任務 <u>警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。</u>	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 第1 警備・交通規制計画 1 震災警備計画 (1) 震災警備の任務 <u>警察は、震災が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、震災の発生を防ぎよし、震災の拡大を防止するため、住民の救助、避難誘導、犯罪の予防及び交通の規制等の応急対策を実施して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持にあたる。</u>
地震・津波-92	県防災計画整合	5 震災発生時における運転者のとるべき措置 震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。 (1) <u>車両運転中の場合</u> ア <u>できる限り安全な方法により</u> 車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、 <u>カーラジオやSNS</u> 等により災害情報及び交通情報を <u>収集し、その情報及び周囲の状況に応じて</u> 行動すること。 ウ <u>引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。</u> エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に <u>駐車しておくこと</u> 。やむを得ず道路上において避難するときは、車両をできるだけ道路の <u>左側に寄せて</u> 駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、 <u>ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u>	5 震災発生時における運転者のとるべき措置 震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。 (1) <u>走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。</u> ア <u>直ちに</u> 、車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、 <u>ラジオ</u> 等により災害情報及び交通情報を <u>聴取し</u> 、行動すること。 <u>(新設)</u> ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に <u>移動する</u> 。やむを得ず道路上において避難するときは、車両をできるだけ道路の <u>左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により</u> 駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、 <u>ドアはロックしないこと。(新設)</u>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<u>(2) 車両運転中以外の場合</u> <u>ア やむを得ない場合を除き、津波から避難するために車両を使用しないこと。</u> <u>イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、避難者、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に注意しながら運転すること。</u> <u>(3) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること。</u> <u>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。</u> <u>・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</u> <u>・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所</u> <u>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u> <u>ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。</u>	<u>(2) 避難のために車両を使用しないこと。</u> <u>(3) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。</u> <u>ア 車両を道路外の場所に置くこと。</u> <u>イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。</u> <u>ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるかぎり道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u>
地震・津波-94	災害対策基本法改正	第2 緊急輸送計画 2 緊急通行車両の確認 <u>(2) 緊急通行車両の標章等の事前交付について</u> <u>ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。</u> <u>イ 公安委員会は、前記アによる審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。</u>	第2 緊急輸送計画 2 緊急通行車両の確認 <u>(2) 緊急通行車両等の事前届出</u> <u>ア 事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とし、当該車両の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請するものとする。</u> <u>イ 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。</u> <u>ウ 災害発生時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警察本部、警察署又は交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。</u>

ページ	修正理由	修正案	現行																																																										
地震・津波-99	施設変更	第8節 救援物資供給活動 第1 生活救援物資の供給計画 4 物資の集積・配送体制の確保 食料や物資等を避難所等へ直接輸送できない場合は、物資集積拠点（候補施設：<u>ジオパーク・芸術センター</u>）を開設して物資を受け入れ、ボランティア等の協力を得て仕分け・管理等を行う。	第8節 救援物資供給活動 第1 生活救援物資の供給計画 4 物資の集積・配送体制の確保 食料や物資等を避難所等へ直接輸送できない場合は、物資集積拠点（候補施設：<u>市立銚子高校野尻校舎</u>）を開設して物資を受け入れ、ボランティア等の協力を得て仕分け・管理等を行う。																																																										
地震・津波-100	県組織名称整合	第9節 広域応援等の要請及び被災市町村への支援 第1 応援・派遣要請計画 <table><tr><th>項目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1 国に対する応援要請</td><td>本部班</td></tr><tr><td>2 県に対する応援要請</td><td>本部班</td></tr><tr><td>3 他市町村に対する応援要請</td><td>本部班</td></tr><tr><td>4 他消防機関に対する応援要請</td><td>防災班</td></tr><tr><td>5 水道事業者との相互応援</td><td>給水班</td></tr><tr><td>6 民間団体との連携</td><td>援護班</td></tr><tr><td><u>7 受援計画</u></td><td><u>動員班</u></td></tr></table> （略） 2 県に対する応援要請 （略） 〈県応援要請先〉 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>連絡先</th></tr><tr><td rowspan="2">県配備体制設置前</td><td>勤務時間内</td><td><u>防災対策課（災害対策室）</u></td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td><u>防災対策課（情報通信管理室）</u></td></tr><tr><td rowspan="2">県配備体制設置後</td><td>本部設置前</td><td><u>防災対策課（災害対策室）</u></td></tr><tr><td>本部設置後</td><td>県災害対策本部</td></tr></table>	項目	主担当	1 国に対する応援要請	本部班	2 県に対する応援要請	本部班	3 他市町村に対する応援要請	本部班	4 他消防機関に対する応援要請	防災班	5 水道事業者との相互応援	給水班	6 民間団体との連携	援護班	<u>7 受援計画</u>	<u>動員班</u>	区分		連絡先	県配備体制設置前	勤務時間内	<u>防災対策課（災害対策室）</u>	勤務時間外	<u>防災対策課（情報通信管理室）</u>	県配備体制設置後	本部設置前	<u>防災対策課（災害対策室）</u>	本部設置後	県災害対策本部	第9節 広域応援等の要請及び被災市町村への支援 第1 応援・派遣要請計画 <table><tr><th>項目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1 国に対する応援要請</td><td>本部班</td></tr><tr><td>2 県に対する応援要請</td><td>本部班</td></tr><tr><td>3 他市町村に対する応援要請</td><td>本部班</td></tr><tr><td>4 他消防機関に対する応援要請</td><td>防災班</td></tr><tr><td>5 水道事業者との相互応援</td><td>給水班</td></tr><tr><td>6 民間団体との連携</td><td>援護班</td></tr><tr><td><u>（新設）</u></td><td><u>（新設）</u></td></tr></table> （略） 2 県に対する応援要請 （略） 〈県応援要請先〉 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>連絡先</th></tr><tr><td rowspan="2">県配備体制設置前</td><td>勤務時間内</td><td><u>危機管理課（災害対策室）</u></td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td><u>消防課（防災無線統制室）</u></td></tr><tr><td rowspan="2">県配備体制設置後</td><td>本部設置前</td><td><u>消防課（防災無線統制室）</u></td></tr><tr><td>本部設置後</td><td>県災害対策本部</td></tr></table>	項目	主担当	1 国に対する応援要請	本部班	2 県に対する応援要請	本部班	3 他市町村に対する応援要請	本部班	4 他消防機関に対する応援要請	防災班	5 水道事業者との相互応援	給水班	6 民間団体との連携	援護班	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	区分		連絡先	県配備体制設置前	勤務時間内	<u>危機管理課（災害対策室）</u>	勤務時間外	<u>消防課（防災無線統制室）</u>	県配備体制設置後	本部設置前	<u>消防課（防災無線統制室）</u>	本部設置後	県災害対策本部
項目	主担当																																																												
1 国に対する応援要請	本部班																																																												
2 県に対する応援要請	本部班																																																												
3 他市町村に対する応援要請	本部班																																																												
4 他消防機関に対する応援要請	防災班																																																												
5 水道事業者との相互応援	給水班																																																												
6 民間団体との連携	援護班																																																												
<u>7 受援計画</u>	<u>動員班</u>																																																												
区分		連絡先																																																											
県配備体制設置前	勤務時間内	<u>防災対策課（災害対策室）</u>																																																											
	勤務時間外	<u>防災対策課（情報通信管理室）</u>																																																											
県配備体制設置後	本部設置前	<u>防災対策課（災害対策室）</u>																																																											
	本部設置後	県災害対策本部																																																											
項目	主担当																																																												
1 国に対する応援要請	本部班																																																												
2 県に対する応援要請	本部班																																																												
3 他市町村に対する応援要請	本部班																																																												
4 他消防機関に対する応援要請	防災班																																																												
5 水道事業者との相互応援	給水班																																																												
6 民間団体との連携	援護班																																																												
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>																																																												
区分		連絡先																																																											
県配備体制設置前	勤務時間内	<u>危機管理課（災害対策室）</u>																																																											
	勤務時間外	<u>消防課（防災無線統制室）</u>																																																											
県配備体制設置後	本部設置前	<u>消防課（防災無線統制室）</u>																																																											
	本部設置後	県災害対策本部																																																											

ページ	修正理由	修正案	現行																																								
地震・津波-101	表現変更	4 他消防機関に対する応援要請 (略) (2) 応援受入体制の確保 (略) <table border="1"> <tr> <th>受入方面</th><th>道路別</th><th>集結場所</th><th>責任者</th></tr> <tr> <td>茨城県側</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>千葉県 東庄町側</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>千葉県 <u>旭市側</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	受入方面	道路別	集結場所	責任者	茨城県側	(略)	(略)	(略)	千葉県 東庄町側	(略)	(略)	(略)	千葉県 <u>旭市側</u>	(略)	(略)	(略)	4 他消防機関に対する応援要請 (略) (2) 応援受入体制の確保 (略) <table border="1"> <tr> <th>受入方面</th><th>道路別</th><th>集結場所</th><th>責任者</th></tr> <tr> <td>茨城県側</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>千葉県 東庄町側</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>千葉県 <u>旭市</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	受入方面	道路別	集結場所	責任者	茨城県側	(略)	(略)	(略)	千葉県 東庄町側	(略)	(略)	(略)	千葉県 <u>旭市</u>	(略)	(略)	(略)								
受入方面	道路別	集結場所	責任者																																								
茨城県側	(略)	(略)	(略)																																								
千葉県 東庄町側	(略)	(略)	(略)																																								
千葉県 <u>旭市側</u>	(略)	(略)	(略)																																								
受入方面	道路別	集結場所	責任者																																								
茨城県側	(略)	(略)	(略)																																								
千葉県 東庄町側	(略)	(略)	(略)																																								
千葉県 <u>旭市</u>	(略)	(略)	(略)																																								
地震・津波-102	施設見直し 防災基本計画整合	〈宿泊可能場所〉 <table border="1"> <tr> <th>名 称</th><th>住 所</th><th>電話番号</th><th>収容可能人員</th></tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> <tr> <td>勤労コミュニティセンター</td><td>若宮町1-1</td><td>24-8181</td><td><u>46</u>人</td></tr> <tr> <td>スポーツコミュニティセンター</td><td>西小川町5000</td><td>24-4811</td><td><u>177</u>人</td></tr> <tr> <td>西部集会所</td><td>芦崎町148</td><td></td><td>50人</td></tr> </table> 7 受援計画 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努めるものとする。 <u>その際、感染症を考慮して適切な空間を確保するほか、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定してホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u>	名 称	住 所	電話番号	収容可能人員	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	勤労コミュニティセンター	若宮町1-1	24-8181	<u>46</u> 人	スポーツコミュニティセンター	西小川町5000	24-4811	<u>177</u> 人	西部集会所	芦崎町148		50人	〈宿泊可能場所〉 <table border="1"> <tr> <th>名 称</th><th>住 所</th><th>電話番号</th><th>収容可能人員</th></tr> <tr> <td><u>消防本部</u></td><td><u>唐子町371-2</u></td><td><u>22-0119</u></td><td><u>50</u>人</td></tr> <tr> <td>勤労コミュニティセンター</td><td>若宮町1-1</td><td>24-8181</td><td><u>50</u>人</td></tr> <tr> <td>スポーツコミュニティセンター</td><td>西小川町5000</td><td>24-4811</td><td><u>230</u>人</td></tr> <tr> <td>西部集会所</td><td>芦崎町148</td><td></td><td>50人</td></tr> </table> 7 受援計画 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努めるものとする。 <u>(新設)</u>	名 称	住 所	電話番号	収容可能人員	<u>消防本部</u>	<u>唐子町371-2</u>	<u>22-0119</u>	<u>50</u> 人	勤労コミュニティセンター	若宮町1-1	24-8181	<u>50</u> 人	スポーツコミュニティセンター	西小川町5000	24-4811	<u>230</u> 人	西部集会所	芦崎町148		50人
名 称	住 所	電話番号	収容可能人員																																								
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																								
勤労コミュニティセンター	若宮町1-1	24-8181	<u>46</u> 人																																								
スポーツコミュニティセンター	西小川町5000	24-4811	<u>177</u> 人																																								
西部集会所	芦崎町148		50人																																								
名 称	住 所	電話番号	収容可能人員																																								
<u>消防本部</u>	<u>唐子町371-2</u>	<u>22-0119</u>	<u>50</u> 人																																								
勤労コミュニティセンター	若宮町1-1	24-8181	<u>50</u> 人																																								
スポーツコミュニティセンター	西小川町5000	24-4811	<u>230</u> 人																																								
西部集会所	芦崎町148		50人																																								

ページ	修正理由	修正案	現行												
地震・津波-104	県組織名称整合 誤記修正	第10節 自衛隊への災害派遣要請 第1 自衛隊への災害派遣要請 1 自衛隊災害派遣要請 (1) 災害派遣要請依頼手続き (略) イ 本部長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書（別記様式第2号）をもって行うものとする。 ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、千葉県防災行政無線電話又は一般加入電話等により依頼するものとする。 <table><tr><td>提出（連絡）先</td><td>千葉県 防災危機管理部防災対策課</td></tr><tr><td>提出部数</td><td>1部</td></tr><tr><td>明記する事項</td><td>(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域、活動内容 (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項</td></tr></table> (略)	提出（連絡）先	千葉県 防災危機管理部 防災対策課	提出部数	1部	明記する事項	(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域、活動内容 (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項	第10節 自衛隊への災害派遣要請 第1 自衛隊への災害派遣要請 1 自衛隊災害派遣要請 (1) 災害派遣要請依頼手続き (略) イ 本部長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書（別記様式第1号）をもって行うものとする。 ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、千葉県防災行政無線電話又は一般加入電話等により依頼するものとする。 <table><tr><td>提出（連絡）先</td><td>千葉県 防災危機管理部危機管理課</td></tr><tr><td>提出部数</td><td>1部</td></tr><tr><td>明記する事項</td><td>(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域、活動内容 (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項</td></tr></table> (略)	提出（連絡）先	千葉県 防災危機管理部 危機管理課	提出部数	1部	明記する事項	(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域、活動内容 (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項
提出（連絡）先	千葉県 防災危機管理部 防災対策課														
提出部数	1部														
明記する事項	(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域、活動内容 (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項														
提出（連絡）先	千葉県 防災危機管理部 危機管理課														
提出部数	1部														
明記する事項	(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域、活動内容 (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項														
地震・津波-105	無線番号整合	オ 緊急の場合の連絡先 表中、県防災行政無線の番号を修正 ・高射学校(下志津)＝500-9631 500-9633 当 ・第一ヘリコプター団(木更津)＝633-721 633-723 633-725 ・海上自衛隊下総航空基地＝635-723 当 ・第21 航空群（館山）＝634-721 当 634-723 ・第四補給処木更津支所(木更津)＝ (削除)	オ 緊急の場合の連絡先 表中、県防災行政無線の番号を修正 ・高射学校(下志津)＝631-721 631-724 ・第一ヘリコプター団(木更津)＝633 ・海上自衛隊下総航空基地＝635-723 ・第21 航空群（館山）＝634-721 634-723 ・第四補給処木更津支所(木更津)＝638-721 638-724 当												

ページ	修正理由	修正案	現行																																																								
地震・津波-105 -106	県防災計画整合	(2) 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲 (略) 〈自衛隊の派遣活動項目〉 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難の援助</td><td>(略)</td></tr><tr><td>遭難者等の 捜索救助</td><td>(略)</td></tr><tr><td>水防活動</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防活動</td><td>(略)</td></tr><tr><td>道路又は 水路の啓開</td><td>(略)</td></tr><tr><td>応急医療、救護及び防疫</td><td>(略)</td></tr><tr><td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>(略)</td></tr><tr><td>給食及び給水</td><td>被災者に対し、給食及び給水を実施する。</td></tr><tr><td>入浴支援</td><td>被災者に対し、入浴支援を実施する。</td></tr><tr><td>物資の無償貸付又は譲与</td><td>(略)</td></tr><tr><td>危険物の保安及び除去</td><td>(略)</td></tr><tr><td>その他</td><td>(略)</td></tr></table> (略)	項 目	内 容	被害状況の把握	(略)	避難の援助	(略)	遭難者等の 捜索救助	(略)	水防活動	(略)	消防活動	(略)	道路又は 水路の啓開	(略)	応急医療、救護及び防疫	(略)	人員及び物資の緊急輸送	(略)	給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	物資の無償貸付又は譲与	(略)	危険物の保安及び除去	(略)	その他	(略)	(2) 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲 (略) 〈自衛隊の派遣活動項目〉 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難の援助</td><td>(略)</td></tr><tr><td>遭難者等の 捜索救助</td><td>(略)</td></tr><tr><td>水防活動</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防活動</td><td>(略)</td></tr><tr><td>道路又は 水路の啓開</td><td>(略)</td></tr><tr><td>応急医療、救護及び防疫</td><td>(略)</td></tr><tr><td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>(略)</td></tr><tr><td>炊飯及び給水</td><td>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr><tr><td>物資の無償貸付又は譲与</td><td>(略)</td></tr><tr><td>危険物の保安及び除去</td><td>(略)</td></tr><tr><td>その他</td><td>(略)</td></tr></table> (略)	項 目	内 容	被害状況の把握	(略)	避難の援助	(略)	遭難者等の 捜索救助	(略)	水防活動	(略)	消防活動	(略)	道路又は 水路の啓開	(略)	応急医療、救護及び防疫	(略)	人員及び物資の緊急輸送	(略)	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	(新設)	(新設)	物資の無償貸付又は譲与	(略)	危険物の保安及び除去	(略)	その他	(略)
		項 目	内 容																																																								
被害状況の把握	(略)																																																										
避難の援助	(略)																																																										
遭難者等の 捜索救助	(略)																																																										
水防活動	(略)																																																										
消防活動	(略)																																																										
道路又は 水路の啓開	(略)																																																										
応急医療、救護及び防疫	(略)																																																										
人員及び物資の緊急輸送	(略)																																																										
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。																																																										
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。																																																										
物資の無償貸付又は譲与	(略)																																																										
危険物の保安及び除去	(略)																																																										
その他	(略)																																																										
項 目	内 容																																																										
被害状況の把握	(略)																																																										
避難の援助	(略)																																																										
遭難者等の 捜索救助	(略)																																																										
水防活動	(略)																																																										
消防活動	(略)																																																										
道路又は 水路の啓開	(略)																																																										
応急医療、救護及び防疫	(略)																																																										
人員及び物資の緊急輸送	(略)																																																										
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。																																																										
(新設)	(新設)																																																										
物資の無償貸付又は譲与	(略)																																																										
危険物の保安及び除去	(略)																																																										
その他	(略)																																																										

ページ	修正理由	修正案							現行						
地震・津波-107	施設名称変更 誤記修正	(4) 派遣部隊の受入れ (略) イ ヘリコプターの受入れ 本市におけるヘリポートの予定地は次のとおりとし、災害発生現場の状況により本部長が決定する。 〈ヘリコプター受入予定場所〉							(4) 派遣部隊の受入れ (略) イ ヘリコプターの受入れ 本市におけるヘリポートの予定地は次のとおりとし、災害発生現場の状況により本部長が決定する。 〈ヘリコプター受入予定場所〉						
		離発着場所名称	所在地	座 標 (世界測地系)	施 設 管理者	幅×長さ (m)	区分	最寄り 消防署か ら	離発着場所名称	所在地	座 標 (世界測地系)	施 設 管理者	幅×長さ (m)	区分	最寄り 消防署か ら
		高神小学校	大吠埼 10222-1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	高神小学校	大吠埼 10222-1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		旧第六中学校	野尻町 553	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	旧第六中学校	野尻町 553	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		旧第七中学校	笹本町 860-2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	旧第七中学校	笹本町 860-2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>ジオパーク・芸術センター</u>	八木町 1777-1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>地域交流センター 銚子芸術村</u>	八木町 1777-1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		県立銚子商業高等学校	台町 1781	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県立銚子商業高等学校	台町 1781	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		桜井町公園	桜井町 61-1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	桜井町公園	桜井町 61-1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)							(略)						
		(6) 経費の負担区分 (略) 【巻末資料 <u>別記様式第 2 号 自衛隊の災害派遣要請について (依頼)</u> 】 【巻末資料 <u>別記様式第 3 号 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について (依頼)</u> 】							(6) 経費の負担区分 (略) 【巻末資料 <u>自衛隊災害派遣の要請・撤収依頼書</u> 】						

ページ	修正理由	修正案	現行
地震・津波-112	協力要請内容追記	第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 第1 清掃・防疫・障害物の除去計画 災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生及び感染症等の発生は、住民生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。 このため、災害時の処理施設の被害及び通信・交通の混乱等を十分考慮した上で、同時に発生する多量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図る。 また、廃棄物処理を円滑に行えるよう、市災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を策定し、処理体制の確立を図る。なお、処理が困難な場合には、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、県内自治体に対して応援を要請する。 1 ごみ・災害廃棄物処理作業 災害時には、通常の処理が困難になった生活ごみや避難所生活に伴い発生するごみのほか、被害を受けた建物等の解体撤去に伴い発生する廃材やがれきなどの災害廃棄物が多量に排出される。 このため、これらのごみや災害廃棄物を迅速に処理し、被災地の環境衛生の保全に努める。 なお、がれき等の処理が困難な場合には、県が（一社）千葉県産業資源循環協会と締結した「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び千葉県解体工事業協同組合と締結した「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」により、県を通じて当該団体への協力を要請する。 2 し尿処理作業 (1) 収集の方法 被災の状況に応じ、清掃班及び民間委託収集業者が収集作業を実施する。なお、収集運搬が困難な場合には、県が（一社）千葉県環境保全センターと締結した「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」により、県を通じて当該団体への協力を要請する。 (2) し尿処理施設 ウ し尿処理量の算出 し尿処理量は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」の方法によって算出し、計画的な収集、処理対策を講じる。	第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 第1 清掃・防疫・障害物の除去計画 災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生及び感染症等の発生は、住民生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。 このため、災害時の処理施設の被害及び通信・交通の混乱等を十分考慮した上で、同時に発生する多量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図る。 （新設） 1 ごみ・災害廃棄物処理作業 災害時には、通常の処理が困難になった生活ごみや避難所生活に伴い発生するごみのほか、被害を受けた建物等の解体撤去に伴い発生する廃材やがれきなどの災害廃棄物が多量に排出される。 このため、これらのごみや災害廃棄物を迅速に処理し、被災地の環境衛生の保全に努める。 （新設） 2 し尿処理作業 (1) 収集の方法 被災の状況に応じ、清掃班及び民間委託収集業者が収集作業を実施する。（新設） (2) し尿処理施設 ウ し尿処理量の算出 し尿処理量は、おおむね次の方法によって算出し、収集、処理の対策を講じる。（全壊戸数＋流出戸数＋床上浸水戸数＋床下浸水戸数）×75ℓ＝要総処理

ページ	修正理由	修正案	現行						
地震・津波-116	候補地変更	第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 第2 死体の捜索・死体処理埋葬計画 2 死体の処理 (略) (5) 死体の収容（安置）、一時保存 ア 多数の死者が発生した場合には、身元確認に長期間を要すると考えられることから、公共施設等に遺体安置所を開設し、死体を収容する。<u>(候補地：スポーツコミュニティセンター)</u>	第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 第2 死体の捜索・死体処理埋葬計画 2 死体の処理 (略) (5) 死体の収容（安置）、一時保存 ア 多数の死者が発生した場合には、身元確認に長期間を要すると考えられることから、公共施設等に遺体安置所を開設し、死体を収容する。<u>(第1候補地：銚子市体育館)</u>						
地震・津波-117	災害救助法改正	第14節 被災建築物等の危険度判定、被災住宅の応急修理及び応急住宅の確保 3 被災住宅の応急修理 (1) 住宅の応急修理の対象者 <u>災害救助法に基づいて、次の罹災者を対象とする。</u> <table><tr><th><u>応急修理の種類</u></th><th><u>対象者</u></th></tr><tr><td><u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></td><td><u>○災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u></td></tr><tr><td><u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></td><td><u>○住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</u> <u>○大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</u></td></tr></table>	<u>応急修理の種類</u>	<u>対象者</u>	<u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u>	<u>○災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u>	<u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u>	<u>○住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</u> <u>○大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</u>	第14節 被災建築物等の危険度判定、被災住宅の応急修理及び応急住宅の確保 3 被災住宅の応急修理 (1) 住宅の応急修理の対象者 <u>住宅の応急修理の対象者は、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者とする。</u>
<u>応急修理の種類</u>	<u>対象者</u>								
<u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u>	<u>○災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u>								
<u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u>	<u>○住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</u> <u>○大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</u>								

ページ	修正理由	修正案	現行																								
地震・津波-119	誤記修正 県防災計画整合	第15節 ライフライン施設・公共土木施設等の応急復旧 第1 ライフライン施設の応急復旧計画 <table><tr><th>項 目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1 電力施設の応急復旧</td><td>東京電力パワーグリッド株式会社成田支社</td></tr><tr><td>2 上水道施設の応急復旧</td><td>復旧班 給水班</td></tr><tr><td>3 下水道施設の応急復旧</td><td>復旧班</td></tr><tr><td>4 通信施設の応急復旧</td><td>東日本電信電話株式会社 銚子営業支店 銚子郵便局</td></tr><tr><td>5 都市ガス施設の応急復旧</td><td>銚子瓦斯株式会社</td></tr></table> 上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活、社会経済活動及び地震発生後における被災者の生活確保等の応急対策活動において、重要な役割を果たすものである。これらの施設が地震による液状化などにより被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市機能の著しい低下は免れない。 (略)	項 目	主担当	1 電力施設の応急復旧	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	2 上水道施設の応急復旧	復旧班 給水班	3 下水道施設の応急復旧	復旧班	4 通信施設の応急復旧	東日本電信電話株式会社 銚子営業支店 銚子郵便局	5 都市ガス施設の応急復旧	銚子瓦斯株式会社	第15節 ライフライン施設・公共土木施設等の応急復旧 第1 ライフライン施設の応急復旧計画 <table><tr><th>項 目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1 電力施設の応急復旧</td><td>東京電力パワーグリッド株式会社成田支社</td></tr><tr><td>2 上水道施設の応急復旧</td><td>復旧班 給水班</td></tr><tr><td>3 下水道施設の応急復旧</td><td>下水道班</td></tr><tr><td>4 通信施設の応急復旧</td><td>東日本電信電話株式会社 銚子営業支店 銚子郵便局</td></tr><tr><td>5 都市ガス施設の応急復旧</td><td>銚子瓦斯株式会社</td></tr></table> 上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活、社会経済活動及び地震発生後における被災者の生活確保等の応急対策活動において、重要な役割を果たすものである。これらの施設が地震(新設)により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市機能の著しい低下は免れない。 (略)	項 目	主担当	1 電力施設の応急復旧	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	2 上水道施設の応急復旧	復旧班 給水班	3 下水道施設の応急復旧	下水道班	4 通信施設の応急復旧	東日本電信電話株式会社 銚子営業支店 銚子郵便局	5 都市ガス施設の応急復旧	銚子瓦斯株式会社
項 目	主担当																										
1 電力施設の応急復旧	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社																										
2 上水道施設の応急復旧	復旧班 給水班																										
3 下水道施設の応急復旧	復旧班																										
4 通信施設の応急復旧	東日本電信電話株式会社 銚子営業支店 銚子郵便局																										
5 都市ガス施設の応急復旧	銚子瓦斯株式会社																										
項 目	主担当																										
1 電力施設の応急復旧	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社																										
2 上水道施設の応急復旧	復旧班 給水班																										
3 下水道施設の応急復旧	下水道班																										
4 通信施設の応急復旧	東日本電信電話株式会社 銚子営業支店 銚子郵便局																										
5 都市ガス施設の応急復旧	銚子瓦斯株式会社																										
地震・津波-120	誤記修正	2 上水道施設の応急復旧 (2) 応急復旧の実施 給水部は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確保する。また、水道施設の復旧に当たっては、銚子管工事協同組合に協力を求めて応急復旧を図る。 被害範囲が広域で、市及び給水部の能力では対応が不可能なときには、総括部長を通じ、県総合企画部水政課に応援要請を行う。 応急復旧作業の実施に当たっては、次の事項を考慮して行う。 (略) 3 下水道施設の応急復旧 (1) 震災時の初動措置 大規模な地震が発生した場合は、復旧班は、直ちに施設を巡回して事故発生の有無を確認するとともに、必要に応じて関係業者に連絡し、損壊箇所の応急措置を施すよう要請する。 (2) 応急復旧の実施 復旧班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確保する。また、応急復旧作業の実施に当たっては、上水道の復旧状況を考慮し、給水部と連携を図りながら、速やかに応急復旧作業を行う。	2 上水道施設の応急復旧 (2) 応急復旧の実施 給水部は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確保する。また、水道施設の復旧に当たっては、銚子管工事協同組合に協力を求めて応急復旧を図る。 被害範囲が広域で、市及び給水部の能力では対応が不可能なときには、総括部長を通じ、県に応援要請を行う。 応急復旧作業の実施に当たっては、次の事項を考慮して行う。 (略) 3 下水道施設の応急復旧 (1) 震災時の初動措置 大規模な地震が発生した場合は、下水道班は、直ちに施設を巡回して事故発生の有無を確認するとともに、必要に応じて関係業者に連絡し、損壊箇所の応急措置を施すよう要請する。 (2) 応急復旧の実施 下水道班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確保する。また、応急復旧作業の実施に当たっては、上水道の復旧状況を考慮し、給水部と連携を図りながら、速やかに応急復旧作業を行う。																								

ページ	修正理由	修正案	現行																																						
地震・津波-127・128	県防災計画整合	第3章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援 第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付け 2 被災者生活再建支援金 (略) (3) 対象となる被災世帯 対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。 ア 住宅が「全壊」した世帯 イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯 エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯） オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯） (4) 支援金の支給額 (略) ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td><td>中規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>支給なし</td></tr></table> イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100～200万円</td><td>50～100万円</td><td>25～50万円</td></tr></table> 第3 市税等の特例措置 1 市税等の徴収猶予及び減免等 (1) 市税の徴収猶予及び減免 イ 徴収猶予 災害により財産に被害を受けた納税者等が、市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	支給なし	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	100～200万円	50～100万円	25～50万円	第3章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援 第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付け 2 被災者生活再建支援金 (略) (3) 対象となる被災世帯 対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。 ア 住宅が「全壊」した世帯 イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯 エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯） (新設) (4) 支援金の支給額 (略) ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> 第3 市税等の特例措置 1 市税等の徴収猶予及び減免等 (2) 市税の徴収猶予及び減免 イ 徴収猶予 災害により財産に被害を受けた納税者等が、市税を一時納付し、又は納入することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	100万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊																																				
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	支給なし																																				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																																						
支給額	100～200万円	50～100万円	25～50万円																																						
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																																					
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																					
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																																						
支給額	100万円	100万円	50万円																																						

ページ	修正理由	修正案	現行
地震・津波-131	県防災計画整合	第2節 災害復旧対策 第1 津波災害廃棄物処理 (略) 市は、災害廃棄物の広域処理を含めた 処理方法 を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の 適正かつ円滑・迅速 な処理を行うものとする。なお、県は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うものとする。 (略)	第2節 災害復旧対策 第1 津波災害廃棄物処理 (略) 市は、災害廃棄物の広域処理を含めた 処理処分方法 を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の 円滑かつ適正 な処理を行うものとする。なお、県は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うものとする。 (略)
地震・津波-133	誤記修正	第3 災害復旧事業の促進 2 激甚災害の指定促進 (略) また、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助の適用対象事業を所管する 課室等長 は、県の関係部局の指示をうけ、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、本市財政課及び関係部局との調整等を経て、県の関係部局に提出するものとする。 (略)	第3 災害復旧事業の促進 2 激甚災害の指定促進 (略) また、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助の適用対象事業を所管する 部長 は、県の関係部局の指示をうけ、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、本市財政課及び関係部局との調整等を経て、県の関係部局に提出するものとする。 (略)

ページ	修正理由	修正案	現行
南海トラフ-1	県防災計画整合	第1節 総則 第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の基本的役割は、総則編「第2節 <u>防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</u> 」に準ずる。	第1節 総則 第2 市及び防災関係機関等の基本的役割 本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の基本的役割は、総則編「第2節 <u>市及び防災関係機関等の基本的役割</u> 」に準ずる。
南海トラフ-2	誤記修正	第2節 関係者との連携協力の確保 第2 他機関に対する応援要請 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることについては、第2編 地震・津波編「第2章 第9節 広域応援等の要請及び被災市町村への支援」に準ずる。	第2節 関係者との連携協力の確保 第2 他機関に対する応援要請 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることについては、第2編 地震・津波編「第1章 第9節 広域応援等の要請及び被災市町村への支援」に準ずる。
南海トラフ-3	誤記修正 内閣府ガイドライン整合	第3節 津波からの防護、円滑な避難確保及び陣俗な救助に関する事項 第3 避難指示等の発令基準 地域住民に対する <u>避難指示等</u> の発令基準は、第2編 地震・津波編「第2章 第4節 1 津波 <u>警報等の伝達</u> 」に準ずる。	第3節 津波からの防護、円滑な避難確保及び陣俗な救助に関する事項 第3 避難指示等の発令基準 地域住民に対する <u>避難勧告又は指示</u> の発令基準は、地震・津波編「第2章 第4節 1 津波 <u>発生時等の対策</u> 」に準ずる。
南海トラフ-4	誤記修正 内閣府ガイドライン整合	第4 避難対策等 2 市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。 (5) <u>避難指示等</u> の伝達方法 (略) 5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は <u>避難指示等</u> があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。 (略) 8 避難所における救護上の留意事項 (2) 市は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。 イ <u>県</u> に対し <u>県</u> 及び他の市が備蓄している物資等の供給要請 (略) 10 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、 <u>避難指示等</u> の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。	第4 避難対策等 2 市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。 (5) <u>避難の勧告又は指示</u> の伝達方法 (略) 5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は <u>避難の勧告又は指示</u> があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。 (略) 8 避難所における救護上の留意事項 (2) 市は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。 イ <u>都府県</u> に対し <u>都府県</u> 及び他の市が備蓄している物資等の供給要請 (略) 10 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、 <u>避難指示・勧告</u> の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

ページ	修正理由	修正案	現行
南海トラフ-5	誤記修正 表現統一	第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係 5 放送 指定地方公共機関千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送及び株式会社ベイエフエムが行う措置は、第1編 総則「第2節 第6 指定地方公共機関」に準ずる。 第7 交通 1 道路 (1) 市、<u>県</u>警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。	第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係 5 放送 指定地方公共機関千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送及び株式会社ベイエフエムが行う措置は、第1編 総則「<u>第1章</u> 第2節 第6 指定地方公共団体」に準ずる。 第7 交通 1 道路 (1) 市、<u>千葉県</u>警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。
南海トラフ-9	現状整合 誤記修正	第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第5 避難対策等 1 地域住民等の避難行動等 国からの指示が発せられた場合において、～（文中省略）～ 日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。 <u>なお、本市において、事前避難対象地域は定めていない。</u> 第6 消防機関等の活動 2 水防管理団体等が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとる措置は、<u>第2編</u> 地震・津波編「第2章 第6節 消防・<u>救助救急</u>・医療救護活動」に準ずる。	第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第5 避難対策等 1 地域住民等の避難行動等 国からの指示が発せられた場合において、～（文中省略）～ 日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。 <u>（新設）</u> 第6 消防機関等の活動 2 水防管理団体等が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとる措置は、2編 地震・津波編「第2章 第6節 消防・<u>救急救助</u>・医療救護活動」に準ずる。
南海トラフ-10	表現統一	第7 警備対策 <u>県</u>警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。 第9 交通 1 道路 (1) <u>県</u>警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。	第7 警備対策 <u>千葉県</u>警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。 第9 交通 1 道路 (1) <u>千葉県</u>警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

ページ	修正理由	修正案	現行
南海トラフ-15	内閣府ガイドライン整合 表現統一	第6節 防災訓練計画 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、 県 に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。 5 市は、 県 、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。 (略) (4) 災害の発生の状況、 避難指示 、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に 県 及び防災関係機関に伝達する訓練	第6節 防災訓練計画 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、 都府県 に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。 5 市は、 都府県 、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。 (略) (4) 災害の発生の状況、 避難勧告・指示 、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に 都府県 及び防災関係機関に伝達する訓練
南海トラフ-17	表現統一	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 3 相談窓口の設置 県 及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 3 相談窓口の設置 都府県 及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。
南海トラフ-1~18	誤記等修正	<u>「第2編 地震・津波編「〇〇〇〇」に準ずる。」と記載の箇所に（地震・津波-（ページ番号）参照）を追記</u> <u>「2編 地震・津波編」の表記を「第2編 地震・津波編」に修正</u>	
地震・津波編附編	本市が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたため	附編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	<u>（新設）</u>

■第3編 風水害等編

ページ	修正理由	修正案	現行																				
風水害-1・2	県防災計画整合	第1章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 第1 防災教育 <table><tr><th>項 目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1 市民に対する防災教育</td><td>危機管理室 防災関係機関</td></tr><tr><td>2 防災教育の充実</td><td>危機管理室 教育委員会 防災関係機関</td></tr><tr><td>3 市職員に対する防災教育</td><td>危機管理室 人事室</td></tr></table> 第2編 地震・津波編「第1章 第1節 第1 防災教育」に準ずる。 第2 過去の災害教訓の伝承 <table><tr><th>項 目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>過去の災害教訓の伝承</td><td>危機管理室 教育委員会 防災関係機関</td></tr></table> 第2編 地震・津波編「第1章 第1節 第2 過去の災害教訓の伝承」に準ずる。 第3 防災広報の充実 <table><tr><th>項 目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>1 広報すべき内容</td><td>危機管理室 防災関係機関</td></tr><tr><td>2 実施方法</td><td>危機管理室</td></tr><tr><td>3 報道機関との協力体制の整備</td><td>危機管理室 秘書広報課</td></tr></table> 平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組を強化するため、市、県及び防災関係機関が協力し、あらゆる広報媒体や専門家の知見を活用し防災広報の充実に努める。 1 広報すべき内容 防災知識の普及に当たっては、特に、住民及び防災関係職員に対して周知徹底を図る必要がある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、概ね次のとおりである。 (1) 災害時の心得 ア 避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明 イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備 ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行 エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、	項 目	主担当	1 市民に対する防災教育	危機管理室 防災関係機関	2 防災教育の充実	危機管理室 教育委員会 防災関係機関	3 市職員に対する防災教育	危機管理室 人事室	項 目	主担当	過去の災害教訓の伝承	危機管理室 教育委員会 防災関係機関	項 目	主担当	1 広報すべき内容	危機管理室 防災関係機関	2 実施方法	危機管理室	3 報道機関との協力体制の整備	危機管理室 秘書広報課	(新設)
項 目	主担当																						
1 市民に対する防災教育	危機管理室 防災関係機関																						
2 防災教育の充実	危機管理室 教育委員会 防災関係機関																						
3 市職員に対する防災教育	危機管理室 人事室																						
項 目	主担当																						
過去の災害教訓の伝承	危機管理室 教育委員会 防災関係機関																						
項 目	主担当																						
1 広報すべき内容	危機管理室 防災関係機関																						
2 実施方法	危機管理室																						
3 報道機関との協力体制の整備	危機管理室 秘書広報課																						

ページ	修正理由	修正案	現行
		<u>食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄</u> <u>オ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得</u> <u>カ 避難予定場所と経路等</u> <u>キ 自動車へのこまめな満タン給油</u> <u>ク 被災世帯の心得ておくべき事項</u> <u>ケ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）</u> <u>コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u> <u>サ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</u> <u>シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u> <u>(2) 災害危険箇所等</u> <u>水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、必要に応じて町のハザードマップの更新を行う。</u> <u>また、水防活動や避難行動の参考情報として、県内の雨量や河川水位情報等を千葉県防災ポータルサイトにおいて逐次公表している。</u> <u>(3) 災害予防の概要</u> <u>災害による被害の防止が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば火災の予防あるいは台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するように努める。</u> <u>2 実施方法</u> <u>(1) 広報紙</u> <u>防災に関しての知識を深めるため、市の広報紙に、防災知識に関する事項を掲載する。</u> <u>(2) 防災に関する講演会、説明会等の開催</u> <u>台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時住民、職員及びその他関係者を対象として実施する。</u> <u>(3) インターネットの活用</u> <u>ホームページやSNS等を活用し、防災知識の普及を図る。</u> <u>3 報道機関との協力体制の整備</u>	

ページ	修正理由	修正案	現行
		<u>第2編 地震・津波編「第1章 第1節 第3 5 報道機関との協力体制の整備」に準ずる。</u> 第4 自主防災体制の強化等 <u>第2編 地震・津波編「第1章 第1節 第4 自主防災体制の強化等」に準ずる。</u> 第5 防災訓練の充実 <u>第2編 地震・津波編「第1章 第1節 第5 防災訓練の充実」に準ずる。</u>	
風水害-3	第1節新設による	第2節 水害の予防対策	第1節 水害の予防対策
風水害-4	第1節新設による	第3節 土砂災害等予防対策	第2節 土砂災害等予防対策
風水害-5	第1節新設による	第4節 風害の予防対策	第3節 風害の予防対策
風水害-6	第1節新設による 県防災計画整合	第5節 雪害の予防対策 3 電力施設の雪害防止対策 東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備とも<u>「電気設備の技術基準」に基づき</u>、電線への着雪防止対策等を継続する。 風力発電等の施設管理者は、発電設備、送電設備の着雪による事故防止に努める。	第4節 雪害の予防対策 3 電力施設の雪害防止対策 東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備とも<u>(新設)</u>電線への着雪防止対策等を継続する。 風力発電等の施設管理者は、発電設備、送電設備の着雪による事故防止に努める。
風水害-7	県防災計画整合	<u>(削除)</u>	第6節 風水害の防災体制整備及び広報等 (削除)
風水害-7	県防災計画整合	第6節 火災等予防対策 <u>第2編 地震・津波編「第1章 第3節 火災等予防対策」に準ずる。</u>	<u>(新設)</u>
風水害-7	県防災計画整合	第7節 消防計画 <u>第2編 地震・津波編「第1章 第4節 消防計画」に準ずる。</u>	<u>(新設)</u>
風水害-7	県防災計画整合	第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 <u>第2編 地震・津波編「第1章 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備」に準ずる。</u>	<u>(新設)</u>
風水害-7	県防災計画整合	第9節 情報連絡体制の整備 <u>第2編 地震・津波編「第1章 第9節 情報連絡体制の整備」に準ずる。</u>	<u>(新設)</u>
風水害-7	県防災計画整合	第10節 被災者支援体制の整備 <u>第2編 地震・津波編「第1章 第10節 被災者支援体制の整備」に準ずる。</u>	<u>(新設)</u>

ページ	修正理由	修正案	現行
風水害-7	県防災計画整合	第11節 防災施設の整備 第2編 地震・津波編「第1章 第11節 防災施設の整備」に準ずる。	(新設)
風水害-7	県防災計画整合	第12節 帰宅困難者等対策 第2編 地震・津波編「第1章 第12節 帰宅困難者等対策」に準ずる。	(新設)
風水害-7	県防災計画整合	第13節 防災体制の整備 第2編 地震・津波編「第1章 第13節 防災体制の整備」に準ずる。	(新設)
風水害-8	設置基準見直し	第2章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 第1 災害応急活動体制 2 災害対策本部 (略) (災害対策本部の設置基準) ア 土砂災害警戒情報が銚子市に発表され、市長が必要と認めたとき。 イ 利根川の氾濫警戒情報又は氾濫危険情報が発表され、市長が必要と認めたとき。 ウ <u>局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</u> エ 次の特別警報の1以上が銚子市に発表され、市長が必要と認めたとき。 ① 大雨 ② 暴風 ③ 高潮	第2章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 第1 災害応急活動体制 2 災害対策本部 (略) (災害対策本部の設置基準) ア 土砂災害警戒情報が銚子市に発表され、市長が必要と認めたとき。 イ 利根川の氾濫警戒情報又は氾濫危険情報が発表され、市長が必要と認めたとき。 ウ <u>(新設) 大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</u> エ 次の特別警報の1以上が銚子市に発表され、市長が必要と認めたとき。 ① 大雨 ② 暴風 ③ 高潮
風水害-12	県防災計画整合 気象庁情報との整合	第2節 情報収集・伝達体制 第2 気象情報の収集・伝達・報告計画 1 気象情報等の伝達 (略) (2) 特別警報・警報・注意報 (略) (表略) <u>※土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。</u> <u>土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。</u> <u>浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</u>	第2節 情報収集・伝達体制 第2 気象情報の収集・伝達・報告計画 1 気象情報等の伝達 (略) (2) 特別警報・警報・注意報 (略) (表略) <u>※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。</u> <u>地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。</u>

ページ	修正理由	修正案	現行																				
風水害-13	県防災計画整合 気象庁情報との整合	(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル（警報の危険度分布）等の概要 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、<u>千葉県土砂災害警戒情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報</u></td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。<u>また、千葉県土砂災害警戒情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報でも同様に危険度の高まりを確認できる。</u> ・「<u>災害切迫</u>」（黒）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「<u>危険</u>」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)</td></tr><tr><td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「<u>災害切迫</u>」（黒）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「<u>危険</u>」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)</td></tr><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>(略)</td></tr></table> (4) 早期注意情報（警報級の可能性） <u>大雨、大雪、暴風、波浪、高潮について</u>、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北東部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。<u>大雨、高潮</u>に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、 <u>千葉県土砂災害警戒情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>また、千葉県土砂災害警戒情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報でも同様に危険度の高まりを確認できる。</u> ・「 <u>災害切迫</u> 」（黒）： <u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「 <u>危険</u> 」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略)	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「 <u>災害切迫</u> 」（黒）： <u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「 <u>危険</u> 」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)	流域雨量指数の予測値	(略)	(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル（警報の危険度分布）等の概要 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）<u>（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u></td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。<u>（新設）</u> ・（<u>新設</u>） ・「<u>非常に危険</u>」（<u>うす紫</u>）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)</td></tr><tr><td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・（<u>新設</u>） ・「<u>非常に危険</u>」（<u>うす紫</u>）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)</td></tr><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>(略)</td></tr></table> (4) 早期注意情報（警報級の可能性） <u>（新設）</u> 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北東部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。<u>大雨</u>に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） <u>（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>（新設）</u> ・（ <u>新設</u> ） ・「 <u>非常に危険</u> 」（ <u>うす紫</u> ）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略)	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・（ <u>新設</u> ） ・「 <u>非常に危険</u> 」（ <u>うす紫</u> ）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)	流域雨量指数の予測値	(略)
種 類	概 要																						
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、 <u>千葉県土砂災害警戒情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>また、千葉県土砂災害警戒情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報でも同様に危険度の高まりを確認できる。</u> ・「 <u>災害切迫</u> 」（黒）： <u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「 <u>危険</u> 」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)																						
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略)																						
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「 <u>災害切迫</u> 」（黒）： <u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「 <u>危険</u> 」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)																						
流域雨量指数の予測値	(略)																						
種 類	概 要																						
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） <u>（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>（新設）</u> ・（ <u>新設</u> ） ・「 <u>非常に危険</u> 」（ <u>うす紫</u> ）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)																						
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略)																						
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・（ <u>新設</u> ） ・「 <u>非常に危険</u> 」（ <u>うす紫</u> ）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)																						
流域雨量指数の予測値	(略)																						

ページ	修正理由	修正案	現行
風水害-14	県防災計画整合 気象庁情報との 整合	(略) (7) 記録的短時間大雨情報 千葉県内で大雨警報発表中、かつ、キキクル（危険度分布）の「<u>危険（紫）</u>」が出現している場合に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）し、かつ、キキクル（危険度分布）の「<u>危険（紫）</u>」が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。 (略) (9) 火災気象通報 消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて銚子市や銚子市消防本部に伝達される。<u>火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。</u> <u>(10) 線状降水帯に関する各種情報</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、「顕著な大雨に関する気象情報」（府県気象情報の一種）が発表される。</u> <u>この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。また、この線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合には、半日程度前から府県気象情報により発表される。</u> (11) 気象警報等の伝達 (略)	(略) (7) 記録的短時間大雨情報 千葉県内で大雨警報発表中、かつ、キキクル（危険度分布）の「<u>非常に危険（うす紫）</u>」が出現している場合に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）<u>したときに</u>、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。 (略) (9) 火災気象通報 消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて銚子市や銚子市消防本部に伝達される。<u>(新設)</u> <u>(10) (新設)</u> (10) 気象警報等の伝達 (略)

ページ	修正理由	修正案	現行																																																
風水害-15	名称変更	(略) イ 出先機関、要配慮者施設等への伝達 図〈気象警報等の伝達系統〉の記載 <u>気象庁・銚子地方気象台</u> <u>気象情報伝送処理システム（アデス）等</u> 2 指定河川洪水予報（水防警報）の伝達 (略) 〈洪水予報等のレベルと行動等の対応〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>洪水の危険 のレベル</th><th>洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕</th><th>水位の 名称</th><th>市・住民の行動等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td><td>氾濫発生情報 〔洪水警報〕</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>レベル4</td><td>氾濫危険情報 〔洪水警報〕</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>レベル3</td><td>氾濫警戒情報 〔洪水警報〕</td><td>(略)</td><td>市にお避難指示等の発令を判断 住民は<u>避難準備、高齢者等避難開始</u> <u>を判断</u></td></tr> <tr> <td>レベル2</td><td>氾濫注意情報 〔洪水注意報〕</td><td>(略)</td><td><u>(削除)</u> 住民にお氾濫に関する情報に注意 水防団出動</td></tr> <tr> <td>レベル1</td><td>(発表なし)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	洪水の危険 のレベル	洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	水位の 名称	市・住民の行動等	レベル5	氾濫発生情報 〔洪水警報〕	(略)	(略)	レベル4	氾濫危険情報 〔洪水警報〕	(略)	(略)	レベル3	氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	(略)	市にお避難指示等の発令を判断 住民は <u>避難準備、高齢者等避難開始</u> <u>を判断</u>	レベル2	氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	(略)	<u>(削除)</u> 住民にお氾濫に関する情報に注意 水防団出動	レベル1	(発表なし)	(略)	(略)	(略) イ 出先機関、要配慮者施設等への伝達 図〈気象警報等の伝達系統〉の記載 <u>銚子地方気象台</u> <u>防災情報提供システム等</u> 2 指定河川洪水予報（水防警報）の伝達 (略) 〈洪水予報等のレベルと行動等の対応〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>洪水の危険 のレベル</th><th>洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕</th><th>水位の 名称</th><th>市・住民の行動等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td><td>氾濫発生情報 〔洪水警報〕</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>レベル4</td><td>氾濫危険情報 〔洪水警報〕</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>レベル3</td><td>氾濫警戒情報 〔洪水警報〕</td><td>(略)</td><td>市にお避難指示等の発令を判断 住民は<u>避難を判断</u></td></tr> <tr> <td>レベル2</td><td>氾濫注意情報 〔洪水注意報〕</td><td>(略)</td><td><u>市は高齢者等避難の発令を判断</u> 住民にお氾濫に関する情報に注意 水防団出動</td></tr> <tr> <td>レベル1</td><td>(発表なし)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	洪水の危険 のレベル	洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	水位の 名称	市・住民の行動等	レベル5	氾濫発生情報 〔洪水警報〕	(略)	(略)	レベル4	氾濫危険情報 〔洪水警報〕	(略)	(略)	レベル3	氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	(略)	市にお避難指示等の発令を判断 住民は <u>避難を判断</u>	レベル2	氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	(略)	<u>市は高齢者等避難の発令を判断</u> 住民にお氾濫に関する情報に注意 水防団出動	レベル1	(発表なし)	(略)	(略)
洪水の危険 のレベル	洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	水位の 名称	市・住民の行動等																																																
レベル5	氾濫発生情報 〔洪水警報〕	(略)	(略)																																																
レベル4	氾濫危険情報 〔洪水警報〕	(略)	(略)																																																
レベル3	氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	(略)	市にお避難指示等の発令を判断 住民は <u>避難準備、高齢者等避難開始</u> <u>を判断</u>																																																
レベル2	氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	(略)	<u>(削除)</u> 住民にお氾濫に関する情報に注意 水防団出動																																																
レベル1	(発表なし)	(略)	(略)																																																
洪水の危険 のレベル	洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	水位の 名称	市・住民の行動等																																																
レベル5	氾濫発生情報 〔洪水警報〕	(略)	(略)																																																
レベル4	氾濫危険情報 〔洪水警報〕	(略)	(略)																																																
レベル3	氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	(略)	市にお避難指示等の発令を判断 住民は <u>避難を判断</u>																																																
レベル2	氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	(略)	<u>市は高齢者等避難の発令を判断</u> 住民にお氾濫に関する情報に注意 水防団出動																																																
レベル1	(発表なし)	(略)	(略)																																																
風水害-16	名称変更等	3 土砂災害警戒情報の伝達 図〈土砂災害警戒情報の伝達系統〉の記載 <u>気象庁・銚子地方気象台</u> <u>気象情報伝送処理システム（アデス）等</u> <u>(削除)</u>	3 土砂災害警戒情報の伝達 図〈土砂災害警戒情報の伝達系統〉の記載 <u>銚子地方気象台</u> <u>防災情報提供システム等</u> <u>利根川下流河川事務所</u>																																																

ページ	修正理由	修正案	現行								
風水害-17	内閣府ガイドライン整合	第3節 避難計画 第1 避難計画 1 避難の指示 <u>第2編 地震・津波編「第2章 第3節 第1 1 避難の指示等」に準ずるが、河川の氾濫による被害が予想される浸水想定区域については氾濫警戒情報等を指標とし、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を指標として避難の指示を判断する。</u> (略) その他、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険と市長（本部長）が判断したときには、必要と認める地域の住民等に対し、屋内での待避等により安全を確保するよう指示することができる。（災害対策基本法第60条） <u>なお、風水害時の避難指示等は警戒レベルに応じて実施し、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。</u> <u>〈警戒レベルと居住者等の行動〉</u> <table><tr><th><u>避難情報等</u></th><th><u>居住者等がとるべき行動等</u></th></tr><tr><td><u>〔警戒レベル1〕 早期注意情報 (気象庁発表)</u></td><td><u>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</u> <u>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</u> <u>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</u></td></tr><tr><td><u>〔警戒レベル2〕 大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁発表)</u></td><td><u>●発表される状況：気象状況悪化</u> <u>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</u> <u>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</u></td></tr><tr><td><u>〔警戒レベル3〕 高齢者等避難</u></td><td><u>●発令される状況：災害のおそれあり</u> <u>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</u> <u>・高齢者等[※]は危険な場所から避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。</u> <u>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等及びその人の避難を支援する人</u> <u>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u></td></tr></table>	<u>避難情報等</u>	<u>居住者等がとるべき行動等</u>	<u>〔警戒レベル1〕 早期注意情報 (気象庁発表)</u>	<u>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</u> <u>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</u> <u>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</u>	<u>〔警戒レベル2〕 大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁発表)</u>	<u>●発表される状況：気象状況悪化</u> <u>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</u> <u>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</u>	<u>〔警戒レベル3〕 高齢者等避難</u>	<u>●発令される状況：災害のおそれあり</u> <u>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</u> <u>・高齢者等[※]は危険な場所から避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。</u> <u>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等及びその人の避難を支援する人</u> <u>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u>	第3節 避難計画 第1 避難計画 1 避難の指示 地震・津波編 第2章 第3節 第1 <u>「1 避難の指示」</u>に準ずるが、河川の氾濫による被害が予想される浸水想定区域については氾濫警戒情報等を指標とし、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を指標として避難の指示を判断する。 (略) その他、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険と市長（本部長）が判断したときには、必要と認める地域の住民等に対し、屋内での待避等により安全を確保するよう指示することができる。（災害対策基本法第60条） <u>（新設）</u>
<u>避難情報等</u>	<u>居住者等がとるべき行動等</u>										
<u>〔警戒レベル1〕 早期注意情報 (気象庁発表)</u>	<u>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</u> <u>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</u> <u>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</u>										
<u>〔警戒レベル2〕 大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁発表)</u>	<u>●発表される状況：気象状況悪化</u> <u>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</u> <u>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</u>										
<u>〔警戒レベル3〕 高齢者等避難</u>	<u>●発令される状況：災害のおそれあり</u> <u>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</u> <u>・高齢者等[※]は危険な場所から避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。</u> <u>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等及びその人の避難を支援する人</u> <u>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u>										

		<table><tr><th><u>避難情報等</u></th><th><u>居住者等がとるべき行動等</u></th></tr><tr><td><u>〔警戒レベル4〕</u> <u>避難指示</u></td><td><u>●発令される状況：災害のおそれ高い</u> <u>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</u> <u>・危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。</u></td></tr><tr><td><u>〔警戒レベル5〕</u> <u>緊急安全確保</u></td><td><u>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</u> <u>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</u> <u>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</u> <u>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</u></td></tr></table> <u>（注）「立退き避難」とは災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。</u> <u>「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。</u>	<u>避難情報等</u>	<u>居住者等がとるべき行動等</u>	<u>〔警戒レベル4〕</u> <u>避難指示</u>	<u>●発令される状況：災害のおそれ高い</u> <u>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</u> <u>・危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。</u>	<u>〔警戒レベル5〕</u> <u>緊急安全確保</u>	<u>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</u> <u>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</u> <u>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</u> <u>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</u>	
<u>避難情報等</u>	<u>居住者等がとるべき行動等</u>								
<u>〔警戒レベル4〕</u> <u>避難指示</u>	<u>●発令される状況：災害のおそれ高い</u> <u>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</u> <u>・危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。</u>								
<u>〔警戒レベル5〕</u> <u>緊急安全確保</u>	<u>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</u> <u>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</u> <u>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</u> <u>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</u>								

		3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合）			が必要と認めたとき ・河川の水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき ・浸水、がけ崩れ等により、市民の生命の危険が及ぶと認められたとき
	備考	横利根水位観測所（茨城県稲敷市西代）			
	対象災害	黒部川（水位周知河川）の氾濫			
	避難対象地区	黒部川洪水浸水想定区域			
	【レベル3】 高齢者等避難	1 黒部川の新開橋水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位 1.80m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 新開橋地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 黒部川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	レベル5 緊急安全確保	（略）	①次の条件で本部長（市長）が必要と認めたとき ・氾濫危険情報又は氾濫発生情報が発表されたとき ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過したとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・土砂災害が発生したとき ・山鳴り、流木の発生が確認されたとき ・避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要があるとき ②その他災害の状況により本部長（市長）が必要と認めるとき ・災害の前兆現象があるとき
	【レベル4】 避難指示	1 黒部川の新開橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.10mに到達した場合 2 黒部川の新開橋水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位 1.80m）を超えた状態で、黒部川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。			
	【レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫）			

		1 黒部川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合） 備考 新開橋水位観測所（香取市小見川）										
		<table><tr><th>対象災害</th><th>その他河川の氾濫</th></tr><tr><td>避難対象地区</td><td>清水川、三宅川・高田川、小畑川の洪水浸水想定区域等※</td></tr><tr><td> 【レベル3】 高齢者等避難 </td><td> 1 洪水警報（警戒レベル3相当）が発表された状態で、当該河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） </td></tr><tr><td> 【レベル4】 避難指示 </td><td> 1 洪水警報（警戒レベル3相当）が発表された状態で、当該河川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 (災害が切迫) </td></tr><tr><td> 【レベル5】 緊急安全確保 </td><td> 1 当該河川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量 </td></tr></table>	対象災害	その他河川の氾濫	避難対象地区	清水川、三宅川・高田川、小畑川の洪水浸水想定区域等※	【レベル3】 高齢者等避難	1 洪水警報（警戒レベル3相当）が発表された状態で、当該河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	【レベル4】 避難指示	1 洪水警報（警戒レベル3相当）が発表された状態で、当該河川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 (災害が切迫)	【レベル5】 緊急安全確保	1 当該河川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量
対象災害	その他河川の氾濫											
避難対象地区	清水川、三宅川・高田川、小畑川の洪水浸水想定区域等※											
【レベル3】 高齢者等避難	1 洪水警報（警戒レベル3相当）が発表された状態で、当該河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）											
【レベル4】 避難指示	1 洪水警報（警戒レベル3相当）が発表された状態で、当該河川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 (災害が切迫)											
【レベル5】 緊急安全確保	1 当該河川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量											

		量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 （※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合												
	備考	※洪水浸水想定区域が定められていない河川（磯見川、忍川、佐原川等）は、地形や過去の浸水実績等により避難対象地区を検討する。												
〈避難の種類及び発令基準の目安（土砂災害）〉 <table><tr><th>対象災害</th><th>土砂災害</th></tr><tr><th>避難対象地区</th><th>土砂災害警戒区域</th></tr><tr><td> 【レベル3】 高齢者等避難 </td><td> 1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）」となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及される場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） </td></tr><tr><td> 【レベル4】 避難指示 </td><td> 1 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「危険（紫）（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）」となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量変化等）が発見された場合 </td></tr><tr><td> 【レベル5】 緊急安全確保 </td><td>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）</td></tr></table>				対象災害	土砂災害	避難対象地区	土砂災害警戒区域	【レベル3】 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）」となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及される場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	【レベル4】 避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「危険（紫）（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）」となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量変化等）が発見された場合	【レベル5】 緊急安全確保	1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）	
対象災害	土砂災害													
避難対象地区	土砂災害警戒区域													
【レベル3】 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）」となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及される場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）													
【レベル4】 避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「危険（紫）（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）」となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量変化等）が発見された場合													
【レベル5】 緊急安全確保	1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）													

		は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) 2 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「土砂災害」)となった場合 3 土砂災害が発生した場合 4 山鳴り、流木の発生が確認されたとき 5 避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	
	備考	二	
	〈避難の種類及び発令基準の目安(高潮)〉		
	対象災害	高潮	
	避難対象地区	一※	
	【レベル3】 高齢者等避難	1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合(数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表) 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	
	【レベル4】 避難指示	1 高潮警報(警戒レベル4相当情報「高潮」)あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報「高潮」)が発表された場合 2 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など)(夕刻時点で発令)	
	【レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 水門、陸閘等の異常が確認された場合(災害発生を確認) 2 海岸堤防等が倒壊した場合 3 異常な越波・越流が発生した場合	
	備考	※高潮浸水想定区域が定められていないため、津波浸水想定区域を参考として避難対象地区を検討する。	

ページ	修正理由	修正案	現行
風水害-22	誤記修正	4 避難場所の設置 <u>第2編</u> 地震・津波編「第2章 第3節 第1 4 <u>指定緊急避難場所</u> の設置」に準ずる。	4 避難場所の設置 地震・津波編 第2章 第3節 第1「4 <u>避難場所</u> の設置」に準ずる。
風水害-23	誤記修正	第4節 要配慮者支援策 <u>第2編</u> 地震・津波編「第2章 第5節 <u>要配慮者支援策</u> 」に準ずる。	第4節 要配慮者支援対策 地震・津波編 第2章「第5節 <u>要配慮者支援対策</u> 」に準ずる。
風水害-24	誤記修正	第5節 消防・救助救急・医療救護活動 <u>第2編</u> 地震・津波編「第2章 第6節 消防・ <u>救助救急</u> ・医療救護活動」に準ずる。	第5節 消防・救助救急・医療救護活動 地震・津波編 第2章「第6節 消防・ <u>救急救助</u> ・医療救護活動」に準ずる。
風水害-1~28	誤記等修正	<u>「第2編 地震・津波編「〇〇〇〇」に準ずる。」と記載のすべての箇所に（地震・津波-（ページ番号）参照）を追記</u> <u>「地震・津波編」の表記すべてを「第2編 地震・津波編」に修正</u>	

■第4編 大規模事故等編

ページ	修正理由	修正案	現行												
大事故-5	県防災計画整合	第2章 大規模事故対策計画 第1節 大規模火災対策計画 第1 予防計画 6 文化財の防火対策 市（ <u>教育委員会、消防本部</u> ）は、文化財の所有者又は管理者に対して以下の事項を指導する。 <u>なお、防火施設の整備にあたっては、重要文化財（建造物）については、「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針（令和3年12月6日文化庁文化資源活用課長裁定）に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財（建造物）についても、本指針を勘案して行う。</u>	第2章 大規模事故対策計画 第1節 大規模火災対策計画 第1 予防計画 6 文化財の防火対策 市（ <u>消防本部</u> ）は、文化財の所有者又は管理者に対して以下の事項を指導する。 <u>（新設）</u>												
大事故-9	誤記修正	第3節 危険物等災害対策計画 第1 予防計画 3 消防体制の強化 市（消防本部）は危険物の性質、数量等を把握し、各事業所に予防 <u>規程</u> 等の作成を指導するとともに、危険物取扱い職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。	第3節 危険物等災害対策計画 第1 予防計画 3 消防体制の強化 市（消防本部）は危険物の性質、数量等を把握し、各事業所に予防 <u>規定</u> 等の作成を指導するとともに、危険物取扱い職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。												
大事故-15	県組織名称整合	第6節 道路災害対策計画 <table><tr><th>項目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>第1 予防計画</td><td>土木室 <u>銚子土木事務所</u> 輸送事業者</td></tr><tr><td>第2 応急対策計画</td><td>本部班 調整班 救助班 土木班 管理班 消防本部 消防団 警察署</td></tr></table> 第1 予防計画 1 危険箇所の把握・改修 道路管理者（土木室、 <u>銚子土木事務所</u> ）は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。	項目	主担当	第1 予防計画	土木室 <u>銚子土木事務所</u> 輸送事業者	第2 応急対策計画	本部班 調整班 救助班 土木班 管理班 消防本部 消防団 警察署	第6節 道路災害対策計画 <table><tr><th>項目</th><th>主担当</th></tr><tr><td>第1 予防計画</td><td>土木室 <u>県銚子土木事務所</u> 輸送事業者</td></tr><tr><td>第2 応急対策計画</td><td>本部班 調整班 救助班 土木班 管理班 消防本部 消防団 警察署</td></tr></table> 第1 予防計画 1 危険箇所の把握・改修 道路管理者（土木室、 <u>県銚子土木事務所</u> ）は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。	項目	主担当	第1 予防計画	土木室 <u>県銚子土木事務所</u> 輸送事業者	第2 応急対策計画	本部班 調整班 救助班 土木班 管理班 消防本部 消防団 警察署
項目	主担当														
第1 予防計画	土木室 <u>銚子土木事務所</u> 輸送事業者														
第2 応急対策計画	本部班 調整班 救助班 土木班 管理班 消防本部 消防団 警察署														
項目	主担当														
第1 予防計画	土木室 <u>県銚子土木事務所</u> 輸送事業者														
第2 応急対策計画	本部班 調整班 救助班 土木班 管理班 消防本部 消防団 警察署														
大事故-27	県防災計画整合	第9節 放射性物質事故対策計画 第2 応急対策計画 <u>9 広域避難</u> 市は、 <u>広域避難者の受け入れについて県から協議があった場合には、受け入れることが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れるよう努める。</u>	第9節 放射性物質事故対策計画 第2 応急対策計画 <u>（新設）</u>												
大事故-1~27	誤記等修正	<u>「第2編 地震・津波編「〇〇〇〇」に準ずる。」と記載の箇所に（地震・津波-（ページ番号）参照）を追記・整合</u> <u>「地震・津波編」の表記を「第2編 地震・津波編」に修正</u>													

■巻末資料

ページ	修正理由	修正案	現行
巻末-2	災害耐性を変更	資料3 指定緊急避難場所一覧 <u>14 後飯町公園 崖崩れ、土石流及び地滑り 「 」</u> <u>18 春日小学校 洪水 「 」</u>	資料3 指定緊急避難場所一覧 <u>14 後飯町公園 崖崩れ、土石流及び地滑り 「○」</u> <u>18 春日小学校 洪水 「○」</u>
巻末-4	災害耐性を変更 誤記修正	資料5 指定避難所一覧 <u>11 スポーツコミュニティセンター 崖崩れ、土石流及び地滑り 「 」</u> <u>13 春日小学校 洪水 「 」</u> <u>30 保健福祉センター 収納可能人数(人) 「79」</u> <u>31 勤労コミュニティセンター 収納可能人数(人) 「46」</u>	資料5 指定避難所一覧 <u>11 スポーツコミュニティセンター 崖崩れ、土石流及び地滑り 「○」</u> <u>13 春日小学校 洪水 「○」</u> <u>30 保健福祉センター 収納可能人数(人) 「46」</u> <u>31 勤労コミュニティセンター 収納可能人数(人) 「79」</u>
巻末-6	備蓄場所の増設等	資料7 備蓄場所一覧 ※以下2施設を追記 <u>東部地区コミュニティセンター</u> <u>スポーツコミュニティセンター</u> ※施設数減により変更 <u>34 銚子市旅館ホテル組合 各ホテル・旅館 5施設</u>	資料7 備蓄場所一覧 ※施設数減により変更 <u>32 銚子市旅館ホテル組合 各ホテル・旅館 8施設</u>
巻末-7	県組織名称等整合	資料8 防災関係機関連絡先一覧表 <u>関係機関名</u> <u>県防災対策課（昼間） 県防災行政無線 電話 500-7320</u> <u>500-7318</u> <u>県防災対策課（夜間・休日）</u> <u>関東農政局 千葉県拠点 電話番号 043-224-5611</u> <u>FAX 043-227-7135</u>	資料8 防災関係機関連絡先一覧表 <u>関係機関名</u> <u>県危機管理課（昼間） 県防災行政無線 電話 500-7221</u> <u>500-7314</u> <u>県危機管理課（夜間・休日）</u> <u>関東農政局 千葉県拠点 電話番号 043-251-8307</u> <u>FAX 043-252-5261</u>

ページ	修正理由	修正案	現行																
巻末-10	内閣府ガイドライン改定 防災基本計画整合	資料 10 県への災害報告の種類等 <table><tr><th>報告の種類</th><th>報告機関</th><th>報 告 の 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">災 害 緊 急 報 告</td><td>市(本部班、消防本部)</td><td>1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、<u>避難指示等</u>の状況、避難所の設置状況等について報告 <u>5 留意事項</u> <u>要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報を収集する。なお、救助活動の効率化、円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査</u></td></tr><tr><td>市（各班） 防災関係機関</td><td>個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等</td></tr></table>	報告の種類	報告機関	報 告 の 内 容	災 害 緊 急 報 告	市(本部班、消防本部)	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、 <u>避難指示等</u> の状況、避難所の設置状況等について報告 <u>5 留意事項</u> <u>要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報を収集する。なお、救助活動の効率化、円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査</u>	市（各班） 防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	資料 10 県への災害報告の種類等 <table><tr><th>報告の種類</th><th>報告機関</th><th>報 告 の 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">災 害 緊 急 報 告</td><td>市(本部班、消防本部)</td><td>1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、<u>避難勧告・指示等</u>の状況、避難所の設置状況等について報告 <u>(新設)</u></td></tr><tr><td>市（各班） 防災関係機関</td><td>個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等</td></tr></table>	報告の種類	報告機関	報 告 の 内 容	災 害 緊 急 報 告	市(本部班、消防本部)	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、 <u>避難勧告・指示等</u> の状況、避難所の設置状況等について報告 <u>(新設)</u>	市（各班） 防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等
報告の種類	報告機関	報 告 の 内 容																	
災 害 緊 急 報 告	市(本部班、消防本部)	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、 <u>避難指示等</u> の状況、避難所の設置状況等について報告 <u>5 留意事項</u> <u>要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報を収集する。なお、救助活動の効率化、円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査</u>																	
	市（各班） 防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等																	
報告の種類	報告機関	報 告 の 内 容																	
災 害 緊 急 報 告	市(本部班、消防本部)	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、 <u>避難勧告・指示等</u> の状況、避難所の設置状況等について報告 <u>(新設)</u>																	
	市（各班） 防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等																	
巻末-11～15	時点修正	資料 11 土砂災害警戒区域一覧 <u>番号 105～155 令和 5 年 11 月 7 日と令和 6 年 8 月 2 日告示分を追記</u>	資料 11 土砂災害警戒区域一覧																
巻末-16	時点修正	資料 12 土砂災害警戒区域等内におけるよう配慮者施設 <u>以下 3 施設を追記</u> <u>ケアハウスマリンピア銚子</u> <u>第二保育所</u> <u>銚子市立病院</u>	資料 12 土砂災害警戒区域等内におけるよう配慮者施設																

ページ	修正理由	修正案	現行
巻末-16	時点修正	資料 13 洪水浸水想定区域内 におけるよう配慮者施設 2 県立銚子商業高校 <u>海洋校舎</u> <u>以下 4 施設を追記</u> <u>春日小学校</u> <u>銚子中学校</u> <u>萌保育園</u> <u>小規模多機能ホームやわら余山町</u>	資料 13 洪水（利根川）浸水想定区域内 におけるよう配慮者施設 2 県立銚子商業高校 <u>海洋科</u>
巻末 17～21	時点修正	資料 14 災害協定一覧 14 - 3 その他目的別の各種協定 <u>以下 1 2 件を追記</u> <u>三協フロンテア(株)</u> <u>(株)ダイナム</u> <u>(株)ナガワ</u> <u>萩原工業(株)</u> <u>(株)ゼンリン</u> <u>銚子キッチンカー協会</u> <u>(株)銚子大洋自動車教習所</u> <u>(株)シェファムフードファクトリー</u> <u>千葉県弁護士会</u> <u>(株)バカン</u> <u>関東福山通運(株)</u> <u>トーホー工業(株)</u> 14 - 5 避難所利用 <u>以下 1 件を追記</u> <u>ルートインジャパン(株)</u> 14 - 6 災害ボランティアセンター <u>以下 1 件を追記</u> <u>社会福祉法人 銚子市社会福祉協議会</u>	資料 14 災害協定一覧

資料 15 警報・注意報発表基準一覧表

(発表官署 銚子地方気象台 令和6年5月23日現在)

銚子市	府県予報区	千葉県		
	一時細分区域	北東部		
	市町村等をまとめた地域	香取・海匝		
警報	大雨 (浸水 害)	表面雨量 指数基準	18	
	大雨 (土砂災害)	土壌雨量 指数基準	117	
	洪水	流域雨量 指数基準	清水川流域=6.6	
		複合基準※1	清水川流域=(8, 6.5) 利根川流域=(8, 101.9)	
		指定河川 洪水予報 による基準	利根川下流部〔横利根〕	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s※2
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s※2 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm	
	波浪	有義波高	6. 0m	
	高潮	潮位	1. 5m	

資料 15 警報・注意報発表基準一覧表

(発表官署 銚子地方気象台 令和3年6月8日現在)

銚子市	府県予報区	千葉県		
	一時細分区域	北東部		
	市町村等をまとめた地域	香取・海匝		
警報	大雨 (浸水 深)	表面雨量 指数基準	18	
	大雨 (土砂災害)	土壌雨量 指数基準	123	
	洪水	流域雨量 指数基準	清水川流域=7.7	
		複合基準	清水川流域=(8, 6.9) 利根川流域=(10, 102.5)	
		指定河川 洪水予報 による基準	利根川下流部〔横利根〕	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm	
	波浪	有義波高	6. 0m	
	高潮	潮位	1. 5m	

			大雨	表面雨量 指数基準	11	
				土壌雨量 指数基準	<u>81</u>	
			洪水	流域雨量 指数基準	清水川流域= <u>5.2</u>	
				複合基準※1	清水川流域=(<u>5</u> , <u>5.2</u>) 利根川流域=(<u>5</u> , <u>82.6</u>)	
			指定河川 洪水予報 による基準		利根川下流部〔横利根〕	
			強風	平均風速	陸上	13m/s※3
					海上	15m/s
			風雪	平均風速	陸上	13m/s※3 雪を伴う
					海上	15m/s 雪を伴う
			大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm	
			波浪	有義波高	2. 5m	
			高潮	潮位	1. 0m	
			雷	<u>落雷等</u> により被害が予想される場合		
			融雪			
			濃霧	視程	陸上	100m
海上	500m					
			乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		
			なだれ			
			低温	夏季(最低気温): 銚子地方気象台で 16℃以下 の日の 2 日以上継続 冬季(最低気温): 銚子地方気象台で-3℃以下、 千葉特別地域気象観測所で-5℃以下		
			霜	<u>晩霜期</u> に最低気温 4℃以下		
			着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報				1 時間雨量	100mm	
※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。						
※2 銚子地方気象台の観測値は 25m/s を目安とする。						
※3 銚子地方気象台の観測値は 15m/s を目安とする。						

			大雨	表面雨量 指数基準	11	
				土壌雨量 指数基準	<u>87</u>	
			洪水	流域雨量 指数基準	清水川流域= <u>6.1</u>	
				複合基準	清水川流域=(<u>5</u> , <u>6.1</u>) 利根川流域=(<u>10</u> , <u>72.9</u>)	
			指定河川 洪水予報 による基準		利根川下流部〔横利根〕	
			強風	平均風速	陸上	13m/s
					海上	15m/s
			風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
					海上	15m/s 雪を伴う
			大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm	
			波浪	有義波高	2. 5m	
			高潮	潮位	1. 0m	
			雷	<u>落雷</u> により被害が予想される場合		
			融雪			
			濃霧	視程	陸上	100m
海上	500m					
			乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		
			なだれ			
			低温	夏季(最低気温): 銚子地方気象台で 16℃以下 の日の 2 日以上継続 冬季(最低気温): 銚子地方気象台で-3℃以下、 千葉特別地域気象観測所で-5℃以下		
			霜	<u>4 月 1 日～5 月 31 日</u> 最低気温 4℃以下		
			着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報				1 時間雨量	100mm	

